

大学機関別認証評価

自己評価書

平成18年6月

徳島大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準1	大学の目的	4
基準2	教育研究組織（実施体制）	8
基準3	教員及び教育支援者	15
基準4	学生の受入	21
基準5	教育内容及び方法	26
基準6	教育の成果	42
基準7	学生支援等	48
基準8	施設・設備	56
基準9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	60
基準10	財務	69
基準11	管理運営	74

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 徳島大学
 (2) 所在地 徳島県徳島市
 (3) 学部等の構成

学部：総合科学部，医学部，歯学部，薬学部，工学部

大学院：人間・自然環境研究科，ヘルスバイオサイエンス研究部及び医科学教育部・口腔科学教育部・薬科学教育部・栄養生命科学教育部・保健科学教育部，ソシオテクノサイエンス研究部及び先端技術科学教育部

関連施設：大学開放実践，分子酵素学研究，高度情報化基盤，ゲノム機能研究，アイソトープ総合，留学生，全学共通教育，学生支援，創成学習開発，環境防災研究，保健管理，評価情報分析，uラーニング，ヒューマンストレス研究の各センター，教育実践推進機構，研究連携推進機構，社会連携推進機構，埋蔵文化財調査室，知的財産本部，附属図書館，医学部・歯学部附属病院

(4) 学生数及び教員数（平成18年5月1日現在）

学生数：学部6,163人，大学院1,725人

教員数：854人

2 特徴

本学の特徴を端的に表現すれば、「真理を探究し，知を創り，地域に生き，世界に羽ばたく徳島大学」ということになる。その主な特徴は次のとおりである。

(1) 教育に関する特徴

①理系優位の本学では，教養教育が特に重要であるとの認識に立ち，早い時期から検討を重ね，昨年度から新カリキュラムによる教育を行っている。②工学部と全学共通教育では，創成学習カリキュラムを取り入れ，学部の枠を越えた自主創造活動に取り組むなど，本学の教育理念である「進取の気風」を育む創造性教育を推進している。③uラーニングセンターが中心となり，「いつでも，どこでも」教育が受けられる本学独自の教育・学習モデルを開発・実践している。④栄養学科は，全国の医学部の中で唯一設けられた学科であり，我が国の栄養施策の推進役となりうる人材を養成している。⑤平成16年度に創設された「ヘルスバイオサイエンス研究部」では，統合医療教育開発センターを設置し，医科学，口腔科学，薬科学，栄養生命科学，保健科学の教員による分野を越

えた「医療人育成教育」の実現を目指し，医療教育カリキュラムによる教育（分野横断的教育，チュートリアル教育など）を実施している。⑥平成15年度に開設された人間・自然環境研究科臨床心理学専攻は，医学部と連携して，幅広い領域で「心のケア」に対応できる臨床心理士の養成機関として注目されている。

(2) 研究に関する特徴

①大学院の教育・研究と密接に連動して，「基礎研究の推進」と「国家的・社会的課題に対応した研究の推進」を重点研究に位置づけ，「豊かで健全な未来社会の実現」を目標とし，「健康な身体」，「健全な心」，「快適な生活」実現のための重点的な課題を設定している。これらに対応するものが，「健康生命科学」（ヘルスバイオサイエンス），「社会技術科学」（ソシオテクノサイエンス）及び「地域創生総合科学」である。②「ヘルスバイオサイエンス研究部」は組織横断的な研究を促進するとともに，分子酵素学研究センターやゲノム機能研究センターとバイオメディカルセンターを構成し，より独創的な教育研究の発展を目指している。③「ソシオテクノサイエンス研究部」は，工学部が「社会技術科学」を中核とする大学院の重点化を図り，平成18年4月に開設された。④総合科学部は，「地域創生総合科学」を主眼とした教育研究体制を検討している。

(3) 社会貢献に関する特徴

①産学官連携や，地域との連携に重きを置いた活動を行っていることも，本学の特徴である。特に知的財産の保護と産業界への技術移転を促進し，企業から高い評価を受けている。また地域連携事業により人・物・心・体の面で総合支援を推進している。②大学開放実践センターは，生涯学習とその一環としての公開講座の実績で国立大学法人のトップクラスとなっている。

本学は，「21世紀COE」（2拠点），「特色ある教育支援」（以上平成15年），「現代的教育ニーズ取組支援」（平成16年），「大学教育の国際化推進」各プログラム，「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ」（以上平成17年）に採択されている。また「知的クラスター創成事業」，「地域貢献特別支援事業及び大学知的財産本部整備事業」（平成15年）が採択された。こうした特徴を持つ本学の実績と取組は，米国科学誌「Science 304巻」（2004年）に紹介されるなど，国内外から高い評価を受けている。

II 目的

本学は、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する」ことを基本理念とし、教育、研究及び社会貢献に関する3つの理念を設定している。

理念（1）明日を目指す学生の多様な個性を尊重して、人間性に富む人格の形成を促す教育を行い、優れた専門的能力と、自立して未来社会の諸問題に立ち向かう進取の気風を身につけた人材の育成に努める。

理念（2）根元的な真理を探究する研究と社会的要請の強い課題を解決する研究を通して、国際社会で高く評価される成果を生み出すとともに、学問分野の固定的概念にとらわれない自由な発想により、互いに協力して新しい領域を切り開き高度化することによって、学術研究の総合的な発展に努める。

理念（3）地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの拠点として、平和で文化的な国際社会を構築するために貢献し、産学官の組織と連携し、社会の発展基盤を支える教育、研究及び文化の拠点として諸機能の充実強化に努めるとともに、大学の開放と生涯学習支援を通じて地域社会の向上発展に貢献する。

理念（1）は、主として学部教育についての理念である。すなわち、本学学生に求められる能力として「人間性」、「専門能力」及び「進取の気風」を挙げることができる。特に「進取の気風」は、本学としての個性・独自性、すなわちアイデンティティを表すキーワードである。また、理念（2）の「根元的な真理を探究する研究と社会的要請の強い課題を解決」、理念（3）の「地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの構築」は、教育に関するキーワードでもある。

（学士課程の目的）

<初年次教育・全学共通教育>

自ら学ぶ姿勢や態度は初年次の学習において形成される。その態度は大学4年間のみならず、大学院や社会、ひいては人生全般における在り方の基盤にもなると考えられるので、初年次はこの点を重視した教育を行うことを目的としている。また、いわゆる2006年問題として、新学習指導要領による教育を受けた学生の理科、数学などにおける基礎学力の低下が問題視されており、さらに、理科系の学部・大学院が中心の本学にあっては、文理融合型を含む教養教育が極めて重要になってくる。本学では、この点を十分考慮した全学共通教育を目的としている。加えて、学部専門の基盤を形成する教育を充実させることを目的としている。

初年次教育・全学共通教育に関わる目的は以下のとおりである。

- （1）大学の学修に適応し、主体的に知的訓練に取り組む態度を養う（主に初年次教育を含む大学入門科目群）
- （2）社会人としての豊かな人間性と高い倫理観を培う（主に文理融合型を中心とする教養教育科目群）
- （3）基本的な思考法や言語運用能力などを身につけ、自立的学習の基盤を形成する（主に基盤形成科目群）
- （4）複合的な視点から専門分野を理解し、必要な基礎的知識を身につける（主に基礎教育科目群）

<学部専門教育>

学部専門教育では専門基礎を重視する教育課程を編成し、次の諸点の実現に努める。

- （1）本学の3つの理念を反映した科目群を配置し、特色ある教育課程を編成する。
- （2）学部・大学院6年連続教育をにらんだ科目群を置き、他方では4年間で卒業する学生に配慮したキャリア教育を組み込んだカリキュラムを用意して、専門性と職業意識の涵養に努める。
- （3）6年制の医学部、歯学部、薬学部においては、卒業後に医師、歯科医師、薬剤師免許を取得し高度専門職業人となるための基本的な教育を行うとともに、より先端的・指導的な能力を養うための大学院教育への連続性を持った先進的な教育も併せて行う。

<学部ごとの専門教育>

総合科学部：総合的・複合的視点から問題解決に取り組む能力を身につけるとともに、各専門分野での学習を通

して豊かな人間性を涵養しつつ、個性と専門性を磨き、様々な職種で活躍できる人材を養成する。

医学部：医療人としての技術、知識、態度を身につけ、国際的視野を持って生涯にわたり医療、保健・福祉活動を通して社会に貢献できる人材の育成を行う。チュートリアルや統合教育を取り入れて、倫理観・責任感を養い、他者を理解し、いたわる人間性を身につける教育を行う。

歯学部：歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を持ち、歯科医師として医の倫理及び魅力ある人間性豊かな歯科医師・研究者の養成を目指す。

薬学部：6年制の薬学科では薬剤師養成の専門教育を、また、4年制の創製薬科学科では創薬研究者育成のための基礎専門教育を行い、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な技能と医療人としての使命感・倫理観を有する人材の養成を目指す。

工学部：豊かな人格と教養及び自発的意欲、基礎知識による分析力と創造力のある人材、そして高度な倫理観をもって活躍できる人材の育成を行う。また、創成学習開発センターで実施する創造性を育む教育方法の導入を行い、さらに全学科のJABEE（日本技術者教育認定機構）資格の取得を目指す。

（大学院課程の目的）

大学院教育では、自由な発想を育む学習・研究環境の中で、課題を探求し解決する能力を身につけることを目指し、先端科学技術の専門分野における研究を通じて、豊かで健全な未来社会の創生に貢献できる積極性と責任感を持つ高度専門職業人、研究者育成を目的にしている。

（1）博士前期課程（修士課程）は、研究者養成の最初の段階、あるいは高度専門職業人の養成と位置づけ、学部教育で培われた専門基礎能力を基に、専門性を一層向上させると同時に、職業倫理など人間性の涵養に努める。

（2）博士後期課程（博士課程）においては、基礎的・先駆的な学術研究を推進するとともに、これを世界的な学術研究の拠点、指導的な高度専門職業人や優れた研究者・研究技術者養成の中核機関として位置づけ、特に、健康生命科学（ヘルスバイオサイエンス）と社会技術科学（ソシオテクノサイエンス）を柱とし、これらを地域創生総合科学と連携することにより、地域及び国際社会の要請に対応できる指導的な研究者及び高度専門職業人の育成を図る。

（教育目的・目標全体に関連して）

（1）本学の教育理念と教育目標に則した教育課程を編成し、特に大学院では、各専攻の特色ある研究実績と経験を活かした教育課程を編成して、学部・大学院一貫の6年教育の推進や職業観教育を含む専門基礎教育の充実を図る。

（2）学生募集要項、入学案内などに各学部学科や各専攻のアドミッション・ポリシーを明示し、志願者の個性や出身学部学科などでの修学歴を尊重した入学者選抜を行う。

（3）修学意欲と講義の質の向上を図るため、教育方法、授業形態、履修指導及び成績評価の改善に努める。成績評価の適正化に当たっては、GP, GPA, GPCを導入する。

（4）適切な教職員の配置を行い、学生の能力開発の視点に立った各学部・学科の教育内容の改善に努める。

（5）教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワークなどの活用・整備に努める。

（6）教育活動の評価を実施し、その評価結果を質の改善につなげるための体制を整える。

（7）正課及び正課外教育において、学生の人的成長を図り、自立を促すための適切な指導を行うよう意識改革に努める。

（8）入学から卒業まで系統立てた学生支援を行い、「進取の気風」にあふれた学生生活を送り、希望に添った進路に進めるよう支援する。

（9）教育実践推進機構（教育推進室、学生支援推進室）の下に、「学生支援センター（学生生活支援室、就職支援室、学生相談室）」、「保健管理センター」、「全学共通教育センター」を置き、全学各種委員会等との連携を強化し、各種相談支援体制の充実を図る。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点1-1-①： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

(観点に係る状況)

本学は、昭和33年に徳島大学学則を制定し、その第1条で教育研究活動の推進と社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とすることを明確に定めている(資料1-A)。

また、平成16年の国立大学法人徳島大学の発足に際して、本学の中長期的な理念と構想を明らかにするために「徳島大学基本構想」(資料1-B)を定め、さらにその達成を図るために「徳島大学第一期基本計画」(平成16年)(資料1-C)を策定して、基本的な考え方とその推進方策を明らかにしている。

資料1-A

「徳島大学学則」 第1条 徳島大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

資料1-B

「国立大学法人徳島大学 基本構想」 理念・目標

- 1 国立大学法人徳島大学は、自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する。
- 2 本学は、明日を目指す学生の多様な個性を尊重して、人間性に富む人格の形成を促す教育を行い、優れた専門的能力と、自立して未来社会の諸問題に立ち向かう進取の気風を身につけた人材の育成に努める。
- 3 本学は、根元的な真理を探究する研究と社会的要請の強い課題を解決する研究を通して、国際社会で高く評価される成果を生み出すとともに、学問分野の固定的概念にとらわれない自由な発想により、互いに協力して新しい領域を切り開き高度化することによって、学術研究の総合的な発展に努める。
- 4 本学は、地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの拠点として、平和で文化的な国際社会を

構築するために貢献し、産学官の組織と連携し、社会の発展基盤を支える教育、研究及び文化の拠点として諸機能の充実強化に努めるとともに、大学の開放と生涯学習支援を通して地域社会の向上発展に貢献する。

資料 1 - C

「国立大学法人徳島大学 第一期基本計画」 青野敏博学長による「序文」(抄)

この基本計画は、総論、教育・学生支援、研究、社会貢献、知的財産、施設・設備の6章からなりますが、特筆すべき点としては、1)「進取の気風」を持つ学生教育の精神を盛り込んだ「徳島大学教育ルネッサンス・プログラム」の策定(第2章)、2)「健康生命科学」、「社会技術科学」「地域創生総合科学」の重点推進研究3領域の設定(第3章)、3)「人・物・心・体の総合支援」のための地域貢献に関する10分野の設定(第4章)、などが挙げられます。さらに、本学の知的財産ポリシーの基となる考え方(第5章)や、施設・設備を充実するための基本的な考え方(第6章)を示しています。

(分析結果とその根拠理由)

本学としての理念を学則に定め、これを着実に実践するための第一期基本構想と基本計画を備えている。

また、その具体化を図る計画を中期計画・年度計画で明確にしている。以上のことから、本学として教育研究活動を行う目的は明確に定められていると判断できる。

観点 1 - 1 - ②： 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

(観点到に係る状況)

本学の目的は、上述資料 1 - A のとおり学則に定めており、その理念・目標は上述資料 1 - B の徳島大学基本構想(別添資料 1 - 1 (1頁))に掲げられている。また、各部局の教育方針は徳島大学第一期基本計画(別添資料 1 - 2 (10~24頁))、大学等の目的及び養成しようとする学生像一覧(別添資料 1 - 3)に示すとおりである。

(分析結果とその根拠理由)

本学学則は、大学の目的を、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」であるとする学校教育法の精神に則ることを明記しており、大学一般に求められる目的から外れるものではない。

観点 1 - 1 - ③： 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

(観点に係る状況)

本学大学院の目的は、昭和50年制定の大学院学則（資料1-D）に定められており、徳島大学基本構想（別添資料1-1（2頁））が「大学院教育に関する原則」を明らかにしている。また、各研究部・研究科の具体的な方針は各々の徳島大学第一期基本計画（別添資料1-2（10～24頁））、大学等の目的及び養成しようとする学生像一覧（別添資料1-3）が示すとおりである。

資料1-D

徳島大学大学院学則

第1条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

(分析結果とその根拠理由)

本学大学院の理念は、その目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」であるとする学校教育法の精神に則ることを明記しており、大学院一般に求められる目的から外れるものではない。

観点1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

(観点に係る状況)

本学の目的や具体的な活動方針は徳島大学基本構想、徳島大学第一期基本計画、徳島大学概要（別添資料1-4）、徳島大学学報（別添資料1-5）、徳島大学ホームページ（別添資料1-6）に掲載されるほか、各部局の便覧やシラバスでも広報されている。これらは本学教職員に配付されており、教務に関わる事項や改組計画などの検討を通じて、教職員には絶えず内容の周知が図られている。学生に対しては入学時オリエンテーションや学部ガイダンスなどで配付・説明されているほか、全学共通教育の授業で各学部・学科対応導入教育として「大学入門講座（1単位）」（別添資料1-7）を開講し、大学・学部等の目的の周知に努めている。

(分析結果とその根拠理由)

本学の目的や活動方針は印刷物やホームページを通じて公表されている。教職員は日常業務との関わりでその内容に接する機会が多く、学生にはオリエンテーションやガイダンスのほか、全学共通教育の授業「大学入門講座」を通じて周知が図られている。以上、適切な周知活動を通じて、目的が本学の構成員に周知されている。

観点1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。

（観点到係る状況）

本学の目的や活動方針は、大学概要など各種の印刷物やホームページを通じて社会に公表されている。大学概要等の配付先は全国に及んでいる（別添資料1-8, 1-9）。とりわけ、学生募集要項（別添資料4-2）は県内外の入学希望者に数多く配付されている。また、部局ごとに開催されるオープンキャンパスでは、受験情報とともに本学の目的や基本理念の説明が行われている。また、徳島大学及び各部局が地域の高等学校と定期的に意見交換の場を設けて趣旨説明を行うほか、産学官共同事業の実施に当たって「大学概要」の配付などを行い、地域の行政機関や事業所等に対する大学の目的とその趣旨説明も図っている。

（分析結果とその根拠理由）

本学の目的は、ホームページ及び入学案内・大学概要などの印刷物に掲載することによって、社会に広く公表している。また、高等学校だけでなく、地域の諸機関・団体に対しても説明の機会を持ち、地域社会に対し積極的に周知を図っている。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

中長期的な理念と構想を明らかにするために「徳島大学基本構想」を定め、さらにその達成を図るために「徳島大学第一期基本計画」を策定して、基本的な考え方とその推進方策を明らかにしている。

（改善を要する点）

該当なし

（3）基準1の自己評価の概要

本学は、昭和24年に発足して以来、教育基本法と学校教育法に則した理念を追求してきた。また、平成16年に国立大学法人として再出発する際に徳島大学基本構想と徳島大学第一期基本計画を整備して、大学の理念と目的をより鮮明にした。その内容は、大学及び各部局の印刷物やホームページで公表されている。

本学学則は、大学の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させること」であるとする学校教育法の精神に則ることを明記しており、大学一般に求められる目的から外れるものではない。

本学の理念や目的などは、大学の全構成員に対して大学概要や履修の手引き、ホームページなどの媒体を通じて周知されており、学生に対しては口頭による説明もなされている。さらに、社会や高等学校に対しては、印刷物やホームページを通じて本学の目的などが公表されている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点到係る状況）

本学は昭和24年の発足以来、教育研究組織を継続的に充実させ（別添資料 1-4, 2~3頁）、現在、総合科学部、医学部、歯学部、薬学部及び工学部の5学部及び15学科（別添資料 1-4, 10頁）で構成されている。本学の教育理念は第一期基本計画（資料 2-A）に示されているが、主に学部教育を想定したものが理念（1）である。各学部は各々の領域でこの理念の具体化を図るために教育組織や施設など教育実施体制の整備を図っている。各学部・学科の構成は、「大学等の目的及び養成しようとする学生像一覧」（別添資料 1-3）で示す大学の目的と整合性が保たれている。

資料 2-A

本学の教育理念（国立大学法人徳島大学「第一期基本計画」）

本学の教育理念は、次の3項目からなる。

理念（1）学生の多様な個性を尊重し、人間性に富む人格の形成を促す教育を行い、優れた専門能力を身につけ、進取の気風に富む人材の育成をめざす。

理念（2）知の継承と創造に挑み、独創的で、実り多い研究を推進し、豊かで健全な未来社会の創生に貢献する。

理念（3）国際化と地域重視の時代に向けて、地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの拠点として、平和で文化的な国際社会の構築と地域社会の活力ある発展に寄与する。

（分析結果とその根拠理由）

本学の理念及び社会のニーズに即して、各学問領域ごとに学部・学科が編成され、教育実施体制が整備されている。その理念や実施体制は社会的な検証を受け、さらに歴史的に充実が図られてきたもので、本学の学部・学科の構成は大学の目的を達成する上で適切なものと判断できる。

観点 2-1-②： 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点到係る状況）

該当なし

(分析結果とその根拠理由)

該当なし

観点 2-1-③： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

本学では、全学的な支援のもとで総合科学部を中心に全学共通教育センターが設置されており、5学部の教養教育を担っている。効果的な教育を推進すべく、継続的な検討と実践が図られている。平成17年度から新カリキュラムを導入し、大学入門・教養・基盤形成・学部基礎に関わる科目群を編成している。その目的・目標（別添資料2-1）は教職員・学生に明示されている。その教育効果に関する検証については、平成18年度から実施する予定である。

全学共通教育の企画・運営は全学共通教育センター運営委員会（別添資料2-2）が当たっており、総務広報部会（構成員3名）、授業企画運営部会（4名）、授業研究開発部会（4名）、FD教育方法部会（3名）、点検評価部会（4名）の5つの部会が業務を分担している（別添資料2-1, 2-3）。

(分析結果とその根拠理由)

本学の教養教育の充実を図るために、全学的な支援のもとに全学共通教育センターが設置され、その機能を果たしている。同センターが教育課程の審議や実施過程の点検に当たっており、平成17年度からカリキュラムが刷新されるなど、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断できる。

観点 2-1-④： 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本学の大学院は、1研究科（人間・自然環境研究科）と2研究部（ヘルスバイオサイエンス、ソシオテクノサイエンス）、6教育部（医科学、口腔科学、薬科学、栄養生命科学、保健科学、先端技術科学）から構成されており、総合大学にふさわしい多面的な専攻を開設（別添資料1-4, 11頁）している。人間・自然環境研究科は、本学が目指す理念（大学院教育の理念（資料2-B）、研究の理念（観点1-1-① 資料1-Bの第3項））に基づいた教育研究が行われており、総じて学術の総合的な発展を企図し、各々の領域にふさわしい教育目標とカリキュラムの整備を進めている。さらに時代ニーズに応えるため、平成20年の改組に向けて、計画策定の途上にある。本学の大学院組織及びその教育理念やカリキュラムについては、各種の印刷物やホームページで公表されており、社会的な検証を絶えず受けている。

資料 2-B

本学が目指す大学院教育（前掲「第一期基本計画」）

専門能力の向上は、大学院で行うことを基本とする。大学院では、教育研究水準の向上とあいま

って、全体として研究者の養成に加えて、高度専門職業人の養成をも重視した活力ある教育システムの構築が重要である。

- (1) 博士前期課程（修士課程）は、研究者の養成の最初の段階あるいは高度専門職業人の養成と位置づけ、学部教育で培われた専門基礎能力を基に、専門性を一層向上させると同時に職業倫理など人間性の涵養に努めるカリキュラムを編成する必要がある。また、異なる分野の学士課程を修めた大学院生に対して、必要な科目の学習を可能とするカリキュラム編成も必要である。
- (2) 博士後期課程（博士課程）においては、基礎的・先駆的な学術研究を推進するとともに、これを世界的な学術研究の拠点、指導的な高度専門職業人や優れた研究者・研究技術者養成の中核機関として位置づけ、教育課程を編成すべきである。特に、医学・歯学研究科博士課程（現在は医科学教育部、口腔科学教育部）においては、研究者としての基本的な教育を行うとともに、広い視野を持った先端的な高度専門職業人、指導的教育者・研究者の育成を目指した教育を行うことが重要である。

（分析結果とその根拠理由）

本学の大学院は、総合的な研究大学にふさわしい構成となっており、大学院課程における教育研究の目的を達成するために、教育システムの改革が不断に取り組みられている。また、各専攻における教育研究活動は、研究者及び高度専門職業人の養成に向けて編成されている。これらから、本学大学院及びその専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判定できる。

観点2-1-⑤： 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点に係る状況）

従来の医学、歯学、薬学、栄養学及び工学研究科は、大学院重点化に伴って、教員が所属するヘルスバイオサイエンス研究部（平成16年）及びソシオテクノサイエンス研究部（平成18年）と、学生が所属する医科学、口腔科学、薬科学、栄養生命科学（以上、平成16年）、保健科学（平成18年）の各教育部及び先端技術科学教育部（平成18年）に改組された。

大学院を研究部と教育部の2つにした趣旨は、戦略的・先進的な研究を推進する組織と、幅広く体系的な教育を推進する組織とを区別することにある。改組はまさに進行中であることから、新たな教育組織の効果は必ずしも鮮明とはいえないが、研究と教育の組織原理を区別する思考様式は定着しつつあり、社会の要請等に効果的に対応できる柔軟な組織構造に高まることが期待されている。

（分析結果とその根拠理由）

本学では、時代の要請に的確に応えるために大学院重点化に向けて組織改革を進めており、従来の研究科は大学院研究部と教育部に改組が図られている。研究上の組織と、教育上の組織とを機能的に区別することで、社会の要請等に効果的に対応できる柔軟な組織構造に高まることが期待されている。

観点2-1-⑥： 別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本学では，平成18年に助産学専攻科を発足させた(別添資料1-4(3, 22頁))。これは，国立大学としてはじめての教育課程であり(資料2-C)，21世紀が求める助産スペシャリストの養成を目指し，系統的で実践的な授業科目群が編成されている。

資料2-C

助産学専攻科の目的(別添資料2-4「徳島大学助産学専攻科学生募集要項リーフレット」)

女性のライフサイクルの変化の過程に関わる助産実践に必須の判断能力と実践能力及び，徳島大学の教育理念のもとで人間性豊かな専門的能力を身につけ，母子保健の発展に貢献できる人材の育成を目指します。

(分析結果とその根拠理由)

助産学専攻科の目的は明快であり，その教育課程は系統的で実践的な構成となっている。目的を達成する上で適切なものと判断できる。

観点2-1-⑦： 全学的なセンター等を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本学は，教育実践推進機構・研究連携推進機構・社会連携推進機構のもと，16の学内共同教育研究施設等を設置しており，その名称と学内組織上の位置づけは「徳島大学概要」(別添資料1-4(6, 38~43頁))に記載されている。各施設の目的・役割と具体的な運営の在り方は，規則(別添資料2-5)に定めるとおりであり，「進取の気風を身につけた人材の育成」や「研究を通して国際社会で高く評価される成果を生み出す」あるいは「知的ネットワークの拠点」など，本学教育研究等の目的を達成する上で，これらの各々の施設が重要な機能を果たしている。

これらを主たる機能別に区分すると，(1)教育及び学生支援の施設：全学共通教育センター，大学開放実践センター，学生支援センター，創成学習開発センター，uラーニングセンター，留学生センター，保健管理センター，(2)学内教育研究支援の施設：高度情報化基盤センター，アイソトープ総合センター，(3)研究推進施設：分子酵素学研究センター，ゲノム機能研究センター，環境防災研究センター，ヒューマンストレス研究センター，(4)その他：知的財産本部，埋蔵文化財調査室，評価情報分析センターとなる。

(分析結果とその根拠理由)

本学の16学内共同教育研究施設は、学生支援や特定課題研究あるいは産学連携などの役割を担って運営されており、いずれも本学の目的を達成する上で重要な役割を果たしている。各々の目的や具体的な運営の在り方は規則や議事要旨などで確認でき、センター等の構成は適切と判断できる。

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

(観点に係る状況)

徳島大学教授会通則（別添資料2-6）、徳島大学大学院研究科委員会及び教育部教授会通則（別添資料2-7）に基づき、各学部・大学院の教授会が運営されている。また、これらの通則に基づき、各学部教授会細則、研究科委員会細則が定められている。各教授会等は原則毎月1回開催され、各通則（資料2-D）が定めるように、教育活動に関わる重要事項が審議されている。これらの内容は、教授会議事要旨（別添資料2-8、2-9）に記載されている。

資料2-D

徳島大学教授会通則 第3条（審議事項等）

教授会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (4) 当該学部等の長（以下「学部長等」という。）の候補者の選考に関する事項
- (5) 教員の採用及び昇任に係る候補者の選考に関する事項
- (6) その他当該学部等の教育又は研究に関する重要事項

徳島大学大学院研究科委員会及び教育部教授会通則 第2条（所掌事項等）

研究科委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究科担当教官の選定に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (4) その他当該研究科の教育又は研究に関する重要事項

(分析結果とその根拠理由)

各部局教授会は、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。このことは、教授会議事要旨によって裏付けられる。

観点2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

(観点に係る状況)

本学は、全学的な見地から大学教育の円滑な運営を図るため、徳島大学大学教育委員会（別添資料2-10, 2-11）を設置している。その所掌事項は以下の事項の審議である。全学共通教育の基本方針、学部教育・大学院教育に関する全学的共通事項、学部教育と大学院教育の連携・接続、教育課程に関する全学的共通事項、生涯学習の基本方針、学生教育に係る施設・設備の基本方針、高等学校との連携、教務事務に関する重要事項、その他大学教育に関する重要事項。したがって、大学教育委員会は必要な会議を開催し、実質的な検討が行われている。

また、各学部には、教務に関わる専門委員会（教務委員会）（別添資料2-9, 2-12, 2-13）が設置されており、教育課程の編成に関する事、履修方法に関する事、その他教務に関する重要事項の審議が行われている。教務委員会は各部局の教務に関わる事項全般を適切に管理する上で必要な教員で構成され定期的に開催されており、その検討内容等は、さらに教授会、研究科委員会で審議・報告されている。

なお、前述の大学教育委員会委員として、全学共通教育センター長、各学部教務委員長を構成員として各組織間の横の連携を図りつつ、大学教育委員会から各学部等教務委員会へトップダウン、また、各学部等教務委員会から大学教育委員会へボトムアップを図るなど、意思決定内容はスムーズに伝えられている。

(分析結果とその根拠理由)

本学では、全学的な見地から大学教育の円滑な運営を図るために、大学教育委員会が設置されて、必要な事項の審議が行われている。また、教務に関わる重要事項を専門的に審議する各部局の教務委員会が設置されて、教育課程や教育方法等が適切に検討されている。この2つの委員会は、相互に連携し合って、教育上の諸課題に対応を図っている。関連議事要録から、これらの組織は適正な構成を保っており、定期的に開催され、実質的な検討がなされていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

本学は学部及び大学院共に多様な構成と目的を保持し、教育研究の両面で多面的な展開を果たしている。近年は大学院重点化を指向して改組を計画的に進めており、内容面で大幅な充実を達成しつつある。また、16の全学的なセンター等を設置して、機能的な支援体制を強めており、総じて総合的な研究大学にふさわしい組織整備が図られている。

(改善を要する点)

人間・自然環境研究科については大学院重点化に向けた改組作業を着実に進捗させる課題がある。

(3) 基準2の自己評価の概要

本学は昭和24年の発足以来、教育組織を継続的に充実させ、現在、5学部・計15学科で構成されている。本学の教育理念は第一期基本計画に示されており、各学部組織は各々の領域でこの理念の具体化を図るために教育実施体制の整備を図っている。学部・学科組織の構成や目的は大学の目的を達成する上で適切なものと判断できる。

本学では、全学的な支援のもとで全学共通教育センターが5学部の教養教育を担っている。環境変化に対応した効果的な教育課程を推進すべく、全学共通教育センターのイニシアチブのもとに継続的な検討と実践が図られている。平成17年度から新カリキュラムを導入し、大学入門・教養・基盤形成・学部基礎に関わる科目群を編成している。その目的・目標は教職員・学生に明示されており、教育効果に関する各種の調査によって検証が行われている。

本学の大学院は、6教育部・1研究科からなり、大学院課程における教育研究の目的を達成するために、教育システムの改革が不断に取り組みられている。また、各専攻における教育研究活動は、研究者及び高度専門職業人等の養成に向けられており、本学大学院及びその専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判定できる。

本学の16の学内共同教育研究施設等は、学生支援や特定課題研究あるいは産学官連携等の役割を担って運営されている。各々の目的や具体的な運営の在り方は規則や議事要旨などで確認できるが、いずれも本学の目的を達成する上で重要な役割を果たしており、センター等の構成は適切と判断できる。

徳島大学教授会通則、徳島大学大学院研究科委員会及び教育部教授会通則に基づき、各部局の教授会、研究科委員会が運営されている。各教授会等は定期的開催され、教育活動に関わる重要事項が審議されている。

本学では、教務に関わる重要事項を専門的に審議する各部局の教務委員会が設置され、教育課程や教育方法等が適切に検討されている。また、全学的な見地から大学教育の円滑な運営を図るために、大学教育委員会が設置され、必要な事項の審議が行われている。これらの委員会は、相互に連携し合い、教育上の諸課題に対応を図るために、適正な構成を保ち、定期的開催され、実質的な検討がなされていると判断できる。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編成のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

(観点到係る状況)

本学は「中期目標・中期計画」において、「大学教育，学術研究の進展や産業界からの社会的要請，政策などに応じ，適切な点検・評価に基づく教育研究組織の柔軟な設計と改組を推進する」ことを掲げている。教育研究組織については，平成16年度から大学院研究科の重点化を行い，「基準2」に述べたように，新たな組織への編成を進めている。その結果（別添資料1-4，16頁），総合科学部及び人間・自然環境研究科の教員を除く，ほとんどの教員が大学院研究部に所属して，日常の研究活動を推進し，一方で教育組織に属して教育活動を行っている。さらに教員は，各学部における学士課程・専攻における教育を分担・担当するという合理的な教育体制を構成している。なお，総合科学部及び人間・自然環境研究科については，引き続き大学院重点化を進める計画である。

(分析結果とその根拠理由)

本学は，大学院研究科の重点化を進め，編成原理の異なる研究組織と教育組織を区分している。教員は研究部に所属して研究活動を推進するとともに，関連する教育組織において教育活動を分担しており，合理的な教育・研究体制を形成している。

観点3-1-②： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

(観点到係る状況)

各部局の教員組織の状態は「現員表」（別添資料3-1）のとおりであり，全学及び各部局の教育上の使命を十全に果たす教育組織の編成が図られている。

本学の平成18年度の教員定数は915人である。これは本学の基準となる教員数607人を308人上回っている。その差となる教員は各々の職務課題に即して各学部及び各センターに配置され，学生・大学院生と日常的に接しており，通常の授業を担当するほか，学生委員等の役割を通じて学生の正課・課外活動に対する指導を担当しており，教育及び学習支援活動に寄与している。そのほか，本学の専任教員が担当困難な専門領域については，非常勤講師を雇用（別添資料3-2）している。

(分析結果とその根拠理由)

本学では，教育課程を遂行する上で必要とされる基準を上回る専任教員が配置されており，教育及び学習支援活動に従事している。また，多様な専門性を確保するために非常勤講師も雇用されており，必要な教員は十分に確保されている。

観点 3-1-③： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

(観点に係る状況)

前観点に記載したように、いずれの学士課程においても基準を上回る専任教員が配置されており、各課程の教育目標を実現する教育体制が編成されている。

(分析結果とその根拠理由)

本学では、必要な専任教員は十分に確保されている。

観点 3-1-④： 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

(観点に係る状況)

大学院課程における研究指導教員及び研究指導補助教員の配置状況は別添資料 3-3 のとおりである。各研究科・教育部ともに必要数の充足はいうまでもなく、多彩な教員による指導体制を組むことで、多様な研究上の要求に応えている。

(分析結果とその根拠理由)

本学では必要な研究指導教員及び研究指導補助教員は確保されている。

観点 3-1-⑤： 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

(観点に係る状況)

該当なし

(分析結果とその根拠理由)

該当なし

観点 3-1-⑥： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

(観点に係る状況)

本学では部局ごとに、教育研究上の要請に効果的に対応できることを旨に教員組織の在り方を検討し、別添資料 3-4 に示すように組織の停滞を招かないよう、迅速な人事を行っている。本学教員の年齢構成は（別添資料 3-5）、30代後半から40代前半の比重がやや高いが、おおむね各年齢層に平

均的に分布し、年齢による著しい偏りはない。なお、平成18年5月1日時点では、全教員現員875人（休職者等を含む）に対し、女性教員の比重は13.94%（122人）、外国人教員は1.71%（15人）である。

本学では、教員採用は「教員選考の基本方針」（別添資料3-6）に定めるように「公募を原則」として進められている。また、前述「教員選考の基本方針」において、「教員選考においては女性、社会人、外国人の任用について特に配慮し、また、出身大学が偏ることのないよう考慮する」ことを明記し、各部局もこれに即した公正な選考が行われている。本学における、最近の教員採用・退職者数は別添資料3-4のとおりであり、人事を迅速に進捗させて教育組織の充実が追求されている。

また、本学は平成16年度の国立大学法人化とともに「国立大学法人徳島大学教員の任期に関する規則」（別添資料3-7）を定め、教育・研究・社会貢献等の活性化及び機動的な人材配置を図っている。平成18年度の任期制適用教員は58人である。

（分析結果とその根拠理由）

大学の目的に応じて、教員組織が効果的に構成されるよう措置されている。女性教員や外国人教員の任用に配慮しており、また、任期制導入によって機動的な人材配置が企図されている。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

（観点に係る状況）

「教員選考の基本方針」（別添資料3-6）において、「教員の採用及び昇任のための選考は、国立大学法人徳島大学基本構想及び学部・学科等の理念・目標・将来構想に沿って行うこととする」と定めている。また、部局ごとに明文化された選考規則に基づいて教員選考を厳正に進め、各教授会において審議決定している。教員選考の経過及び結果は徳島大学のホームページで公表され、透明性・公正性が検証されている。

教員選考に際しては、学士課程及び大学院課程ともに、教育指導上の業績や抱負を示す書類が重要な審議対象とされ、また、面接も選考する上で重要な要件とし、研究発表を課すなど研究業績や社会的貢献の実績などと併せて総合的に評価されている。

（分析結果とその根拠理由）

本学は明確な教員選考方針を持ち、各部局も厳正な選考基準に基づいて教員選考を行っている。また、選考に際して教育指導上の力量の評価が行われている。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

学生による授業評価アンケートはすべての学科で定期的に実施され、教員による授業実施報告及び自己評価も定期的に実施されている。各部局の自己点検・評価委員会によって、その分析結果は報告書等（別添資料 3-8）の形で公表されると同時に各教員に通知され、授業改善の客観的な資料として利用されている。また、その結果を用いて学部や学科単位でFD研究会が適宜開催され、授業改善に向けた情報交換が図られている。

本学は、教員が自らを律して社会に対する責務を果たすことを旨として、業績を客観的に評価するシステムを作成し、その結果を処遇等に反映させる「教員業績評価・処遇制度」（別添資料 3-9）を平成18年4月から全学的に試行し、本年度中に本格稼働させる予定である。この制度は、各教員が、教育、研究、社会貢献、組織運営、支援業務及び診療活動の領域に細分化された項目について、業績データを入力することによって、大学全体で相対評価を可能にする数値を算出するもので、システムの公平性を検証した後に、平成19年度から処遇等に反映させることを予定している。

(分析結果とその根拠理由)

教員の教育活動を評価するシステムは漸次整備されつつあり、教育内容の向上に有効に機能している。また、平成18年度から試行及び本格稼働する「教員業績評価・処遇制度」が定着すると、評価内容はより客観性が高まり、教育活動の改善に対して効果的なシステムとなる。適切な体制整備に向けての努力がなされていると判断できる。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

(観点に係る状況)

各教員は所属する部局や担当する専攻の教育目的に直接関わる研究を個人及び共同で進めており、教育内容と研究活動との関連性は明快である。そのことは、教員の採用に当たって教育上の要請に対応する教育・研究業績の水準を評価することによって保障されている。また、教員の教育研究活動は「EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）」（別添資料 3-10）等に収集されており、教育内容と研究活動の関連性の高さや成果の多さを検証することができる。学士課程における教育内容に関しても、教員の研究活動は学生に対して課題や方法、あるいは研究姿勢を教育する際に直接活かされている。さらに、基盤的あるいは応用的研究にかかわらず、その成果は当該分野の教育目的を達成するための基礎として機能している。なお、教育研究活動と教育内容の関連については、別添資料 5-4, 5-30で示す。

(分析結果とその根拠理由)

学部教育及び大学院教育において、各教員の研究活動は当該分野の教育目的と深い関連性を保っている。また、本学では、「EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）」の改善充実を図っており、研究業績の多さや教育目的との関連性の高さを検証している。

観点 3-4-①： 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

(観点に係る状況)

教育課程の実施に当たっては、学務部及び各部局の学務担当事務職員が実務処理のみならず学生指導を担当している。また、各部局の教務職員・技術職員等は、実験・実習や教室運営に関わる実務及び学生指導を担当している。その配置状況は「現員表」(別添資料 3-1)のとおりであり、総数は漸減しているが、教育上の要請に十分に応えている。

また、TA及びRAの採用状況は採用数調べ(添付資料 3-11)のとおりであり、学士課程の実習系の授業や日常の研究活動に対して、大学院学生が補助的な任に当たっている。これは教育研究に対する支援として有効であるだけでなく、育ちつつある研究者の訓練としても有意義である。

(分析結果とその根拠理由)

添付資料のとおり、教育課程の展開に必要な事務職員等の教育支援者は適切に配置されている。また、TA等の教育補助者の活用が図られている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 学部・大学院を通じて、教育目的に照らした多彩な教員で編成されており、事務職員・教育支援職員等も適正に配置されている。また、TA等教育補助者も多数擁して教育効果を上げている。
- ・ 本学は部局化を進めて研究組織と教育組織とを区分して、合理的な組織運営を追求している。
- ・ 本学は明確な教員採用方針を持ち、厳正な教員選考が行われている。また、教員の教育業績等を正當に評価するシステムが整備されつつある。

(改善を要する点)

部局化による研究部・教育部の効率的な運営の定着を図るとともに、人間・自然環境研究科の重点化計画を急ぐ必要がある。

(3) 基準 3 の自己評価の概要

本学は、教育研究組織の柔軟な設計と改組を推進する基本方針を有しており、大学院研究科の重点化を進めており、合理的な教育・研究体制を形成している。

本学では、教育課程を遂行するために必要な専任教員が配置され、教育及び学習支援活動に従事している。また、教育課程の展開に必要な事務職員等の教育支援者は適切に配置されているとともに、TA等の教育補助者の活用が図られている。

大学の目的に応じて、教員組織が効果的に構成されるよう措置されている。なお、女性教員や外国

人教員の任用に配慮しており、また、任期制導入によって機動的な人材配置が企図されている。

本学は明確な教員選考方針を持ち、各部局も厳正な選考基準に基づいて教員選考を行っている。また、選考に際して教育指導上の力量の評価が行われている。教員の教育活動を評価するシステムは漸次整備されつつあり、教育内容の向上に有効に機能している。また、平成18年度から試行実施される「教員業績評価・処遇制度」が定着すると、評価内容はより客観性が高まり、教育活動の改善に対して効果的なシステムとなる。適切な体制整備に向けての努力がなされていると判断できる。

学部教育及び大学院教育において、各教員の研究活動は当該分野の教育目的と深い関連性を保っている。また、本学では、EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）の改善充実を図っており、研究業績の多さや教育目的との関連性の高さを検証している。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

(観点到係る状況)

本学「理念・目標」に即して、平成12年度に各学科・専攻ごとにアドミッション・ポリシーを制定し、大学案内 Let's Challenge (別添資料4-1, 4~5頁) で公表している。このポリシーに沿って、学生募集要項 (別添資料4-2, 1~3頁)、入学案内等に各学部学科や各専攻の学生受入方針を明示し、志願者の個性や出身学部等での修学歴を尊重した入学試験を行っている。また、その具体化のために、中期計画 (別添資料4-3, 2~3頁) に従って、各学部学科の学生受入方針と教育目標の関係を全学的に再整備し、入学から卒業までの修学情報を志願者に分かりやすく公表してきている。さらに、大学院学生の受入については、志願者が受験しやすい選抜方法への見直しを課題に掲げている。各学部学科や各専攻が求める学生像は、「大学等の目的及び養成しようとする学生一覧表」 (別添資料1-3) に示すとおりであり、その趣旨に即した入学試験に改善するための検討が進められている。

現時点でも、入学者選抜の基本方針は、大学案内、学生募集要項等に印刷し、配付されており、また、オープンキャンパス、入学時ガイダンスでの説明や徳島大学ホームページ (別添資料1-6) でも常時公表されている。

(分析結果とその根拠理由)

本学が求める学生像や入学者選抜の基本方針は明示されており、さらに志願者に分かりやすいものに改めるための検討が進められている。また、印刷物やホームページによって、その趣旨は公表・周知されている。

観点4-2-①： アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

(観点到係る状況)

各学部学科及び各専攻が「求める学生像」を幅広く受け入れるために、一般選抜 (前期日程・後期日程)、特別選抜 (推薦入学 (センター試験を課す・課さない)、帰国子女特別選抜、社会人特別選抜)、私費外国人留学生選抜と多様な選抜を実施している (別添資料4-4)。試験方法についてもアドミッション・ポリシーに即して多様な選択肢を保障している (別添資料4-5)。また、アドミッション・ポリシーの機能をより確実にするため、必要な基礎学力を適切に評価するとともに、特別選抜では志願者の意欲や適性を適切に評価するために、必ず面接を課している。そのほか、面接方法 (別添資料4-6) の改良や判定方法を検討するなど、選抜方法の改善が継続的に図られている。

志願者及び入学者数をおおむね適切な規模で確保している。また、修学の状態や卒業後の進路もほぼ安定しており、入学者の受入方法は適切に機能していると評価できる。

(分析結果とその根拠理由)

本学は入学者選抜の基本方針に基づき、「求める学生像」を幅広く受け入れるために多様な選抜方法を採用しており、選抜方法の改善に継続的に取り組んでいる。入学者の状態及び進路の状態はほぼ安定しており、入学者の受入方法は適切に機能していると評価できる。

観点4-2-②： アドミッション・ポリシーにおいて、留学生，社会人，編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

(観点到に係る状況)

本学は、各学部において全選抜共通の「学生受け入れ方針」を定めており、その趣旨に沿った選考を行っている。

留学生については、日本語や日本の慣習・文化を理解してもらうため、日本語・日本事情等の授業開講、チューターの配置、また、日本と他国で2つ以上の学位を取得できる複数学位の授与制度（別添資料4-7）、すべて英語で授業を行う英語コース（別添資料4-8、4-9）のほか、一部でも英語による授業を実施するなどの措置を留学生センターを中心に講じ、適切な対応を図っている。

また、本学は、社会人を積極的に大学院に受け入れるための措置として「長期にわたる教育課程の履修」（資料4-A）を認めている。例えば勤務の都合等のため2年間で修了が困難と判断される場合、3年間で履修申請することができ、その際の授業料は2年間分の授業料相当額である。

さらに、各教育部・研究科は、現職の行政職員や開業医などがリフレッシュ教育として大学院に入学することを積極的に勧めている。そのため、募集要項に明らかなように、昼夜間開講とすることをはじめ、特定期間の集中的指導を認めるなど、フレキシブルな履修方式を導入している。

資料4-A 徳島大学大学院学則抜粋

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の3 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科又は当該教育部の研究科委員会又は教育部教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各研究科長及び各教育部長が別に定める。

(分析結果とその根拠理由)

本学では、「学生受け入れ方針」に沿って、留学生、社会人、編入学生を受け入れており、留学生には、日本語が十分でない者にも日本語等の授業開講、チューターの配置、複数学位授与制度、英語コース、英語による授業の実施などを行っている。また、社会人を積極的に受け入れるための措置では、長期に渡る教育課程の履修を認めたり、フレキシブルな履修方式を導入するなどの対応を進めている。

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

(観点に係る状況)

入学者選抜は、徳島大学入学試験委員会規則（別添資料 4-10）により、入学試験委員会が所掌して公正を旨として実施されている。実施に関わる関係要領は別添資料（4-11, 4-12, 4-13）のとおりである。試験問題の作成・点検・印刷・採点は厳正を期して、それぞれの要領及び申合せに沿って進められている。また、それぞれの試験ごとに実施体制を定め、公平な条件のもとで静穏な試験が可能になるよう、要領に即して厳正な管理が図られている。また、試験当日は、出題ミス防止のための特別の体制を組んでおり、採点に際しても複数名が対応することにより採点ミスの防止を図っている。なお、面接試験の場合は主観的判断が含まれることが懸念されるが、面接標準マニュアル（別添資料 4-6）を作成したり、面接官の事前の打合せの実施等により、試験が公正に運営されるよう特に留意している。さらに合格者の決定に際しては、試験ごとの要領に基づき入学試験委員会が関係資料を整備した上で、各学部・大学院教授会において慎重に審議・決定している。

(分析結果とその根拠理由)

入学試験の実施体制及び運営は、あらかじめ定められた要領に基づいて公正に管理されている。

観点 4-2-④： アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

(観点に係る状況)

本学では、入学者選抜の改善に関する調査研究を行うために、徳島大学入学者選抜研究専門委員会が設置されており（別添資料 4-14）、実施状況についての分析や改善課題の検討を進めている。その結果は毎年度報告され（別添資料 4-15）、各学部の入学者選抜の改善の基礎資料に用いられている。なお、平成17年度から同専門委員会において、本学中期目標・中期計画の一環として入試制度の改善についての検討を進めている。

(分析結果とその根拠理由)

本学は入学者選抜制度の在り方を検証し、改善課題を検討する専門機関を設けており、その報告は入学者選抜制度の改善に役立てられている。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

(観点に係る状況)

最近の本学の入学定員及び入学者の推移は別添資料 4-16のとおりである。各学部学科の入学試験実施状況は、一覧(別添資料 4-17)の示すとおり、平成18年度の入学定員1,269人(うち夜間主コース50人)に対し、入学者は1,327人(同前59人)である。学部・学科等で定員割れのものはなく、大幅な超過もない。入学定員から大きく乖離している事実はない。一方、大学院の場合、継続的に定員を大幅に上回る例や逆に定員を下回る例もある。また、秋季入学者が傾向的に少ないという問題がある。これらの改善のために、大学院生の受入に関する制度の改善を検討している。また、受験者の総数が減少傾向にあることから、将来にわたって本学志願者を十分に確保するために、選抜制度や広報を改善するための検討を進めている。

(分析結果とその根拠理由)

別添資料のとおり実入学者数は定員から大幅に乖離していない。ただし、大学院生の受入を増大させる課題や、学部志願者を十分に確保し続ける課題があり、これらへの対策は検討の途上である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 入学者選抜は適切な体制のもと、公正に実施されている。
- ・ 社会人を積極的に受け入れるため、履修期間や履修方法について配慮している。

(改善を要する点)

大学院志願者を増大させるために、入学者選抜方法の改善が必要である。

(3) 基準 4 の自己評価の概要

本学が求める学生像や入学者選抜の基本方針は「中期目標・中期計画」に明示されている。さらに志願者に分かりやすいものに改めるための検討を進めている。また、その趣旨は、印刷物やホームページを通じて受験者及び社会一般に公表・周知されている。

本学は入学者選抜の基本方針に基づき、「求める学生像」を幅広く受け入れるために多様な選抜方法を採用しており、さらに選抜方法の改善に継続的に取り組んでいる。入学者の状態及び進路の状態はほぼ安定しており、入学者の受入方法は適切に機能していると評価できる。

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入学者を受け入れるための措置を講じている。例えば、留学生には、英語コース、英語による授業等の実施、社会人には、長期にわたる教育課程の履修を認めたり、フレキシブルな履修方式を導入するなどの対応を進めている。

入学試験の実施体制及び運営は、あらかじめ定められた要領に基づいて公正に管理されている。また、入学者選抜制度の在り方を検証し、改善課題を検討する恒常的な専門機関を設けており、その報告は入学者選抜制度の改善に役立てられている。

実入学者数は定員から大幅に乖離することはない。ただし、大学院生の受入を増大させる課題や、学部志願者を十分に確保し続ける課題があり、これらへの対策を検討している。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

(学士課程)

観点 5-1-①: 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

(観点到係る状況)

本学の教育課程は、共通教育及び専門教育の授業科目を必修、選択及び自由科目に分けて各年次に配当している（別添資料 5-1）。各学部等における専門科目の特徴を別添資料 5-2 に示す。

全学共通教育では、大学での学習に必要な基本的な事柄の習得を目指す「大学入門講座」と、高大接続（数学、物理学、生物学）を目的とした「自然科学入門」科目があり、本学の導入教育の大きな特徴となっている。各学部でも、共通教育と専門教育を融合的に実施し、両者のくさび形配置が基本となっている（別添資料 2-1）。4年制の学部学科では1年次に基礎学力を養成し、2、3年次から専門性を深めるとともに幅広い知識を身につけ、4年次で専門領域の深化を図る教育課程が構成されている。また、学部・大学院連続教育を想定した科目配置も行われている。6年制学部では1、2年次に基礎、3年から4年次に専門科目、4、5年次に臨床科目や実習科目を重点的に履修する。特に、医学部医学科は早期から専門教育を導入し、3、4年次に統合的学習のチュートリアル・ハイブリッド方式と臨床実習を組み入れた特徴ある教育課程を実施している。

(分析結果とその根拠理由)

本学では、「全学共通教育科目」の科目群別履修システムと「専門科目」における基礎と応用を組み合わせた履修システムによって、一貫した教育課程が各学部の特性に応じて編成されている。選択と必修科目の設定についても特性に合わせた取組となっている。特に、初年次から専門教育を導入して共通教育と専門教育の有機的連携が図られている。これらの取組は教育目的に掲げられた「人間性」、「専門能力」及び「進取の気風」をキーワードとする人材の育成に貢献するものである。

このように、目的に照らして適切な授業科目の配置がなされており、大学全体として教育課程の編成の体系性が確保されていると判断できる。

観点 5-1-②: 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

(観点到係る状況)

全学共通教育においては、基礎的知識とその運用能力、健康で豊かな人間性と倫理観、幅広い知識と教養の育成を目標として、平成17年度から新カリキュラムを実施している（別添資料 2-1）。「大学入門科目群」では、大学での学習に必要な基本の授業が用意されているほか、リメディアル授業も

実施されている。「教養科目群」は文理融合型の授業科目が開設されている。「基盤形成科目群」は、諸科学の基本的思考法、言語運用能力、情報処理能力等の授業内容が提供されている。特に英語については、「基盤英語」に加え、科学・時事・文学・文化やヒアリング、スピーキングの「主題別英語」、コミュニケーションを重視する「発信型英語」が用意されている。「基礎科目群」は自然科学系基礎科目であり、専門分野に必要な基礎知識を身につける授業が用意されている。

専門科目においては、各学部学科の教育目的に沿った多様な科目群が構成されている（別添資料 5-3）。医・歯・薬各学部では高度職業人の育成を目標として統合的学習や人間性育成の教育が専門基礎教育に組み合わされた内容になっており、工学部ではJABEE（日本技術者教育認定機構）における専門技術者育成の教育内容が実施されている。総合科学部では幅広い知識と総合的な洞察力を身につけた人材を育成する教育内容となっている。

（分析結果とその根拠理由）

全学共通教育科目については、教育の目的に照らして、十分な内容の授業科目が提供されている。専門教育科目も、各学部学科等の特性により特徴的な教育科目を含む幅広い授業科目が開設されており、その内容は各学部学科等の教育課程の編成の趣旨に沿っている。授業内容は全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断できる。

観点 5-1-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

（観点到係る状況）

各学部学科の代表的な研究活動の成果が授業内容に反映されている例を別添資料 5-4 に示す。

医学部、歯学部及び薬学部ではヘルスバイオサイエンス研究部における先端的研究成果がテキストとして使用されており、工学部においても学科ごとの特色ある研究成果が、総合科学部においてはコースごとに特徴ある研究が、専門教育科目に活用されている。

（分析結果とその根拠理由）

研究活動と授業内容に関連が相当に見られ、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっていると判断できる。

観点 5-1-④： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

（観点到係る状況）

他学部等の授業科目の履修については、工学部及び総合科学部で活用されている。他大学との単位互換や外国大学での語学研修による単位取得も実施されている。インターンシップ（別添資料 5-5）

は総合科学部及び工学部で、編入学制度は医学部保健学科、歯学部及び工学部で各々実施されている。

修士（博士前期）課程との連携については工学部が6年連続教育を基本としたカリキュラム（別添資料5-6）を組んでおり、その効果もあって半数以上の学生が博士前期課程に進学している。

これらの実施状況をまとめて別添資料5-7に示す。

（分析結果とその根拠理由）

他学部の授業科目の履修のほか、国内の大学での単位互換、外国語科目の語学研修認定、総合科学部及び工学部でのインターンシップ科目の設定、工学部での6年連続教育などの試みが見られる。このように学生の多様なニーズ、学術の発展動向及び社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮しており、今後さらにきめ細かなものにすることも含めて、十分な状況と判断できる。

観点5-1-⑤： 単位の実質化への配慮がなされているか。

（観点に係る状況）

全学共通教育では「大学入門講座」で学習目標に沿った履修選択の指導、単位の取得に必要な学習時間について指導をしている（別添資料1-7, 5-8）。また、学生支援室の設置、自習室の増設（観点7-2-①で詳細に説明）、図書館の開館時間延長（別添資料5-9）など自習スペースを拡充して学習環境の充実に努めている。

医学部では学生の主体的な学習参加を促すチュートリアル授業を実施し、講義時間以外に多くの自習時間を設定する一方、クリニカルスキルラボラトリーの設置（別添資料7-22）やチュートリアル室を開放して支援している。

厳格な成績評価システムであるGPA成績評価を全学共通教育、総合科学部及び工学部（別添資料5-10）では導入しており、年間の履修単位数に上限制度（工学部のみ）を設けている（別添資料5-11）。さらに、全学共通教育、総合科学部、工学部では、教育の質に関する専門委員会答申（別添資料5-12）に従って、GPAの活用、GPCの公開、成績評価基準の整備といった取組を開始している。

（分析結果とその根拠理由）

「大学入門講座」における学習方法の指導、自習環境の整備、一部学部でのGPAや年間履修単位数の指導や規制など、様々な取組がなされている。しかし、全学共通教育科目での学生に対するアンケート調査の結果（別添資料3-8）などでは、必ずしも十分な学習時間を確保できていないことが指摘されており、現在、改善の方法について検討している。

観点5-1-⑥： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

(観点に係る状況)

工学部には、定員50名（平成17年度までは100名）の夜間主コース学生が在籍している。夜間主コースでは夜間（18:00～21:10）の授業履修によって卒業に必要な単位取得が可能となっており、また昼間に開講される科目や集中的に開講される講義を併せて履修できるように設定されている（別添資料5-13）。

(分析結果とその根拠理由)

工学部夜間主コースは夜間に、卒業に必要な授業が履修可能であり、また、昼間科目や集中授業なども履修できるように設定されており、学生に配慮した適切な時間割が実施されているといえる。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

(観点に係る状況)

各学部学科では、それぞれが独自に工夫した教育指導を行っている。その取組を整理した結果を別添資料5-14に示す。

全学共通教育では少人数のゼミナール形式、グループの課題学習とプレゼンテーションを重視した創成学習形式の授業を設けている。

総合科学部は少人数教育を大きな特色としている。ゼミナール形式の授業も多く、語学授業では多様なメディアを高度に利用したものが多く、フィールド型授業も実施されている。

医学科は、チュートリアル・ハイブリッド方式による授業のほか、多くの実験・実習は少人数で行っている。栄養学科でも少人数教育・学外実習、保健学科ではグループ学習・演習発表によるフィールド型授業が取り入れられている。

歯学部は、「モデル・コア・カリキュラム」と呼ばれる講義と実習・演習を融合した授業を取り入れ、また、1年、3年次に研究室に配属して少人数教育を実施している（別添資料5-15）。チュートリアル教育として各自が調査し討論する授業、障害者施設の見学等フィールド型授業も行っている。

薬学部でも、講義で学習した知識とともに、実習で技能を習得するように組み合わせしており、病院・薬局実習は少人数教育の現場での実践教育を行っている。

工学部では、少人数セミナー、特に学生らが自ら解決策を探る創成学習（別添資料5-16）の実施が特徴となっている。

TAについては、歯学部や総合科学部、工学部などで多数の大学院生が指導補助者として活用されている。

(分析結果とその根拠理由)

授業形態は、各学部学科の特性に応じた形で、バランスのとれた構成になっている。学習指導法については、チュートリアル授業、ゼミナール形式及び創成型授業といった学生の主体的な参加や関与

を促す授業がすべての学部で取り組まれている。以上のことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスは適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がされていると判断できる。

観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

(観点に係る状況)

すべての学部学科において、教育課程と履修方法を説明した履修の手引き、授業の目標、内容、履修上の注意、予習復習、成績評価の方法を示した授業概要（シラバス）が作成され、全学生に配付されている。各学部等のシラバスの内容を別添資料 5-17 に示す。総合科学部、医学部保健学科、工学部及び全学共通教育ではインターネットを利用したシラバスの更新作成システムを活用している。また、授業開始時点でのシラバスの説明は、大半の授業で実施されている（別添資料 5-18）。

本学では、すべてのシラバスをインターネットで結び、学生の専門分野あるいは興味・関心のある分野を体系的に学ぶ方法を提示できる「学習経路探索を支援する e シラバスシステム」（別添資料 5-19）の開発を行っている。平成18年度に常三島地区（全学共通教育、総合科学部及び工学部）で、これの運用を開始した。

(分析結果とその根拠理由)

全学部で教育課程の趣旨に沿って、様式に沿ったシラバスを作成している。教員調査結果から、シラバスの活用割合は比較的高いといえる。以上のことから、学士課程全体として、シラバスが適切に作成され、活用されていると判断する。ただし、学生への浸透度については十分に把握されているとはいえないためその把握方法を検討している。

観点 5-2-③： 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

(観点に係る状況)

全学共通教育の授業評価アンケートにみられるように、学生が十分に予習復習をしている授業は必ずしも多くはなく、さらなる改善方策が検討されている（別添資料 5-20）。基礎学力不足の学生には、オフィスアワーの活用を呼びかけ、学習支援室での学び方相談や質問への対応を行っている。総合科学部の「2005年FD報告書」によれば、学生は予習・復習やレポート作成のために週平均1時間弱を費やしており、十分な時間とはいえないが、自主的な学習に取り組む姿勢は見られるとしており、予習・復習のスペースとして学生支援室を設置している。

医学部医学科ではクリニカルスキルラボラトリー、チュートリアル室の活用、栄養学科では教室開放で自主学习環境を確保している。また、栄養学科全教員にシラバスで事前・事後学習を明示し、「参考文献」を掲げ、授業途中に小テストやレポート提出を行うよう指導している。

歯学部でもチュートリアル室を新設し、1年次前期に自発的研修制度を設け、学生が積極的に勉学するように配慮している（別添資料 5-21）。基礎学力不足の学生に対してはクラス担任の指導やオフィスアワー対応等で助言・指導等を行っている。

薬学部でも担任制度を導入し、単位不足等の学生に対し学習の助言、指導を行っている。また、講義時間帯における小テスト、講義の後の質問受付などで自主的な勉学を促している。

工学部ではTAを活用して「学びの相談室」（別添資料7-9）を設けて履修や学習に関する相談を実施しているほか、自主学習室整備や貸し出しパソコンの提供等を実施している。学力不足学生には、担任が個別指導を行うとともに、数学や物理の補習授業を実施している。

（分析結果とその根拠理由）

全学部において学生の自主学習への取組を進めており、学習時間の確保についても一部で改善状況が報告されている。また、学力不足の学生に対する取組については、「学生相談室」、「学習支援室」や「学びの相談室」、「補充授業」など組織的取組を試み、実績を上げている学部が見られる。以上のことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると言える。ただし、その効果の把握と改善には課題を残している。

観点5-2-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

（観点に係る状況）

該当なし

（分析結果とその根拠理由）

該当なし

観点5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

（観点に係る状況）

成績評価基準については、学則（別添資料6-2）に規定されている。成績評価は全学共通教育、総合科学部及び工学部では出席状況、小テスト、期末試験、論文、平素の学習状況等を総合的に判断して行っており、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）及び不可（59点以下）の4段階評価を設定し、優、良、可を合格とする基準を策定している。医学部、歯学部及び薬学部でも授業内容に応じて多様な評価方法が実施されている。これらについては、学生に授業概要（シラバス）に明記する形で周知されている。

また、学部・学科の教育目標に応じて、卒業に必要な全学共通教育科目と専門科目の単位数が定められており（別添資料5-22）、履修の手引きによって学生に周知されている。

（分析結果とその根拠理由）

各学部の教育目標に応じた成績評価基準及び卒業認定基準が策定され、履修の手引きを通じて学生に周知されている。大学入学時の大学入門講座や各学年で実施されているオリエンテーションで周知

されている。単位取得の条件や必要単位数は十分学生に認識されており、周知の度合いは高いといえる。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断できる。

観点 5-3-②： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

各学部においては、策定した成績評価基準、卒業認定基準に従って成績評価、単位認定及び卒業認定が実施されている(別添資料 5-23, 5-24)。

成績評価については、同一内容の科目間の成績評価の格差問題が指摘され、GPのクラス、到達目標や試験問題、成績評価基準の標準化といった措置を工学部、総合科学部、共通教育で取り組んでいる(別添資料 5-12)。

そのほか、特色ある取組としては、工学部ではJABEE(日本技術者教育認定機構)の認定を受けるため、成績評価の根拠資料を教員が相互に確認できるよう整理保管する取組も進んでいる。

また、全学共通教育では、授業最終回を試験答案の学生への返却日として、学生の学習到達度の自己認識と成績評価の確認を行う機会とする取組を開始している。医学部医学科では、複数教員担当によるチュートリアル科目等で、複数分野の成績を総合的に評価する、新たな評価方式を取り入れている。

(分析結果とその根拠理由)

各学部の教育目標に応じた成績評価基準及び卒業認定基準が策定され、履修の手引き等を通じて学生に周知され、これに沿って成績評価、単位認定及び卒業認定が実施されている。成績評価の厳格化や基準の統一については、各学部で多様な試みが実施されている。卒業生の単位取得状況、資格取得状況などからみて、教育の目的に応じた成績評価や卒業認定が組織として適切に実施されていると認められる。

観点 5-3-③： 成績評価等の正確性を担保するための措置(例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。)が講じられているか。

(観点に係る状況)

成績評価等の正確性を担保するための措置として、全学共通教育(別添資料 5-25)、総合科学部(別添資料 5-26)、歯学部(別添資料 5-27)及び工学部(別添資料 5-28)では申合せを策定し、担当教員での解決、第三者(学生支援室や委員会など)の対応、教務委員会での対応等責任を明確化している。また、医学部及び薬学部では規定はないが、担当教員への申し出を指導している。担当教員へは、レポートや試験答案の保管、学生への返却や確認の実施といった取組が試みられている。なお、申立者への対応の記録や報告を行い、教員で共有して改善に結びつける活動については、十分とはいえない。

(分析結果とその根拠理由)

成績評価の正確性を担保する取組として、成績評価に対する学生からの異議申立てを学部ごとに行っている。以上のことから、成績評価の正確性を担保するための措置を講じていると判断できる。

(大学院課程)

観点5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

(観点に係る状況)

本大学院は、徳島大学大学院学則及び研究科・教育部ごとに定められている教育課程に関する規則により教育研究を行っている（別添資料5-29）。

人間・自然環境研究科では研究科共通科目のほかに、専門力を育成するために選択科目として各専攻の研究能力の基礎を養う特別演習、実験の履修を課している。また、臨床心理学専攻といった特徴をもった教育課程が提供されている。

ヘルスバイオサイエンス研究部の教員が担当する教育部（医科学、口腔科学、薬科学、栄養生命科学、保健科学）のカリキュラムは、全専攻系共通科目、各専攻系間共通科目、指定科目及び専門科目から構成されている。共通科目と指定科目で専門全般の知識や他分野の専門的知識を持ち、専門科目で高度な専門的知識を学ぶことを目指している。また、医科学教育部プロテオミクス医科学専攻といった先端的分野の人材育成を目指す教育課程や、英語特別コース（別添資料4-8、4-9）といった特徴的な教育課程も用意されている。

先端技術科学教育部はソシオテクノサイエンス研究部に属する工学系教員が担当しており、技術経営、知的財産、企業実習等幅広い実践を学ぶ総合科目、自分野以外の素養を広げる専攻内共通科目とともに、コース基礎科目、コース応用科目及び特別演習実験によって専門性を高める教育課程が提供されている。

(分析結果とその根拠理由)

本学では、高度な専門科目と関連する分野の科目の履修を組み合わせ、広い視野を持った専門的職業人や研究者を育成する教育課程が工夫されている。これらのことから、目的に照らして適切な授業科目の配置がなされており、大学院全体として教育課程の編成の体系的性が確保されていると判断できる。

観点5-4-②： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

(観点に係る状況)

人間・自然環境研究科では、人間環境専攻、自然環境専攻に有機的関連をつけるため、研究科共通科目を設けて環境問題全体と地域社会への関心と基礎知識習得を行い、各専攻の中核となる選択科目を設けている。また、臨床心理学専攻では家庭や地域、学校、企業、超高齢化社会における地域の医

療・福祉などの幅広い領域で「こころのケア」に対応できる人材を養成することを目的に授業科目が提供されており、臨床心理士受験資格が得られるようになっている。

医科学教育部では、生命倫理に関する見識を備え、社会貢献できる研究者及び臨床医の養成を目的とした内容の授業科目が提供されている。

口腔科学教育部では、歯科領域での高度な臨床能力を有し、国際的に活躍できる人材の育成を目的として、歯科分野に偏らない授業を提供している。

薬科学教育部では、創薬科学専攻及び医療生命薬学専攻それぞれにおいて、固有の特色ある授業を提供しており、また、視野を広げるため、他専攻の講義科目及び共通科目の受講を推奨している。

栄養生命科学教育部では、栄養科学の先端研究者育成と栄養分野での専門職業人養成を目指しており、そのための授業を提供している。特に、健康科学に関する幅広い知識を修得するために共通科目の選択を推奨している。

保健科学教育部では、各専攻間の共通カリキュラム等を修得させ幅広い基礎能力を獲得させるとともに、指導教員以外の特論を複数科目修得させるなど、多様化、高度化、専門化し続ける医療環境に対応できる人材育成を目指した教育課程となっている。

先端技術科学教育部では、ハードウェアとソフトウェアが融合した「システム工学」及び環境との調和を図る科学技術に取り組む「環境工学」の分野で活躍しうる優秀な人材を育成することを目的としている。総合科目及び専攻内共通科目によって、専攻分野以外の多様な分野の科目が履修でき、正しい倫理感を持ち、総合的判断力・応用力・課題探求力を持った専門的職業人や研究者の育成が可能な授業が提供されている。

(分析結果とその根拠理由)

各教育部では、教育課程の編成の趣旨に照らして適切な授業内容が提供されており、大学院全体として授業内容の適切性は確保されていると判断する。

観点 5-4-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

(観点に係る状況)

研究科及び教育部の代表的な研究活動と成果の授業内容への反映の例を別添資料 5-30 に示す。ヘルスバイオサイエンス研究部における先端的研究成果が医科学教育部、栄養生命科学教育部、口腔生命科学教育部、保健科学教育部、薬科学教育部において、ソシオテクノサイエンスの特色ある研究成果が先端技術科学教育部の授業に活かされている。また、総合科学部における特徴ある研究も人間・自然環境研究科の授業に活かされている。

(分析結果とその根拠理由)

研究活動と授業内容に関連が相当に見られ、各研究科、教育部の特性に応じて研究活動の成果が授業内容に反映されている。また、授業の内容は基礎となる研究活動の成果を反映したものになっていると判断できる。

観点 5-4-④： 単位の実質化への配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

大学院では、授業の中で課題のプレゼンテーション、レポートの提出があり、授業時間外に多くの勉強を行う必要があるが、論文講読のために事前予習や、授業内容の復習のため、多くの単位を取得するのが難しい状況である。例えば、医学課題研究演習では学生の自主研究・調査等に関するプロGRESSレポートを作成し、公開の発表会を開き、研究室教員全体から研究のポイント、方向性の指導及び評価を受けている。このため、学生は授業と併せて、上記の予習復習や自らの研究活動に多くの学習時間を費やしている。なお、大学院生は、学習研究の多くを大学の研究室や自習室を利用して行っているが、学習研究環境についての満足度は高い(別添資料5-31)。

(分析結果とその根拠理由)

学生が授業や研究活動に費やす時間は十分見られ、授業でも予習、復習、参加型授業等の工夫が行われている。全体として単位の実質化への配慮がなされていると判断できる。

観点 5-4-⑤： 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

(観点に係る状況)

本学の大学院は、すべての専攻において、教育方法の特例により、夜間等において授業・研究指導を行うなど適当な方法により教育を行っている。

人間・自然環境研究科では、社会人大大学院生が多いため、必要に応じて夜間開講(18:00~21:10)を行っている(別添資料5-32, 5-33)。特に臨床心理学専攻では、ほとんどの授業が夜間開講である(別添資料5-34)。

医科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部に入学する社会人は、病院、保健所、医療系企業等に勤務している場合が多く、主要科目の開講時間帯をできるだけ夜間にするなど、社会人が履修しやすい時間帯に開講し、また、一部の科目は集中的な履修が可能になるような時間割の設定をしている(別添資料5-35)。

先端技術科学教育部では社会人の入学生は多くはないが、学部夜間主コースの開講時間帯での補講及び集中講義、教員による個別授業などの方法がとられている。

(分析結果とその根拠理由)

社会人学生などに教育方法の特例によって適切な授業を行う配慮がなされていると判断できる。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

(観点に係る状況)

研究科及び教育部における取組を整理した結果を別添資料 5-36に示す。

人間・自然環境研究科では、一つの講義につき、対応した演習又は実験が基本として用意されており、講義で学んだことを実践的に深める教育方式を取り入れている。研究科共通科目が6単位、選択科目（最低9科目）の半分は演習又は実験で構成されている。

医科学教育部、口腔科学教育部及び栄養生命科学教育部では、社会人大学院や英語特別コース等の学生の多様な履修形態に対応できるよう、カリキュラムを編成している。また、全専攻系共通科目を中心に、平成18年度からeラーニングの一部実施を行っている。出張講義による科目も一部に導入されている。

薬科学教育部では、学生ニーズに応じて多様な講義形態を取っている。また、病院実習及び調剤薬局実習において少人数教育がなされている。

保健科学教育部では、専門科目の講義並びに演習は基本的には少人数授業とし、実験、実習も技術修得を徹底するため少人数での教育を実施している。また、授業ごとにホームページ上にコンテンツエリアを設け、学生が授業の資料等を閲覧できるようにしている。

先端技術科学教育部でも、少人数のセミナー形式や対話型の授業が適切に配置されており、地域企業や行政機関でのインターンシップ、ベンチャー起業や企業共同研究の授業科目（課題探求法）、実践的な英語力やプレゼンテーション能力を高めるプレゼンテーション技法といった特色ある総合科目が配置されている。

(分析結果とその根拠理由)

教育の目的に照らして、研究科及び教育部では講義、演習、実験、実習等をバランスよく配置しており、さらに教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。このことから大学院全体としても授業形態配置は適切であり、学習指導法について適切な工夫が実施されているといえる。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

(観点に係る状況)

シラバスは研究科及び教育部ごとに創意工夫されて作成され、学生に配付されている。(別添資料 5-37)

人間・自然環境研究科では、学部と同形式で授業目的、授業概要等11項目からなるシラバスを作成し、入学時に配付・説明している。

医科学教育部では、シラバスを大学院入学時に全員に配付し、説明している。研究分野ごとに教育内容が異なる統合コアセミナー、学内・学外・海外研究者等による先端医学特論などは個別に授業計画を作成して配付している。

口腔科学教育部及び栄養生命科学教育部でもシラバスを大学院入学時に全員に配付している。実験実習は研究分野ごとに教育内容が異なるため指導教員が独自に授業計画を作成配付している。

薬科学教育部では、シラバスは各年度始めに学生に配付し、それを基にして履修指導を行い、単位の取得方法、学習法等を説明している。

保健科学教育部では、大学院入学時に履修方法と修了要件を説明し、シラバスは電子媒体として配付し、電子媒体から各授業のコンテンツエリアにアクセスできるようになっている。

先端技術科学教育部では、平成18年度より、授業目的、授業概要等、11項目からなるシラバスを作成し、同一内容の英語版と合わせてCD媒体で配付している。

シラバスの活用状況に関する教員アンケート結果（別添資料5-38）によると、多くの教員が、「初回授業で授業計画を説明」、「初回授業で到達目標・成績評価方法を説明」を平成18年度より開始すると回答している。しかし、教員、学生も含めて大学院でのシラバスの活用は学部比べて低く、今後、検討が必要と思われる。

（分析結果とその根拠理由）

教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成されている。なお、形式の統一など使いやすさの向上や教員や学生の活用についての確認など、検討する課題がある。

観点5-5-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

（観点到係る状況）

該当なし

（分析結果とその根拠理由）

該当なし

観点5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

（観点到係る状況）

徳島大学大学院学則により、すべての課程において、必要な研究指導を受けることが修了要件となっている。各教育課程ではその趣旨に沿って研究指導が実施されており、大学院学生は担当指導教員（教授又は助教授・講師）の指導を受け、研究実験や演習、講義を通してマンツーマン教育を受けている。研究成果の学会発表、投稿論文の指導、修士論文、博士論文の指導も指導教員が中心に行っている。こうした専門分野の研究指導に加えて、幅広い研究素養を育成するため、「観点5-5-1」に述べたとおり、「研究科共通科目」の開講等、各部局で様々な工夫が行われている。

（分析結果とその根拠理由）

各教育課程の趣旨に沿って、指導教員による綿密な研究指導体制とともに、幅広い素養を身につけるための指導体制が工夫されている。このことから大学院全体として教育課程の趣旨に沿った研究指導が実施されていると判断できる。

観点 5-6-②： 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

（観点に係る状況）

研究指導に対する取組は研究科及び教育部において創意工夫が行われている。

人間・自然環境研究科は、副指導教員制をとっており、大学院生は副指導教員にも研究面・教育面で指導を受けることができる。

医科学教育部及び口腔科学教育部では、シラバスにより複数教員による指導体制を学生に周知している。栄養生命科学教育部及び薬科学教育部では、研究室の複数教員による指導体制を実施している。保健科学教育部では、複数教員による指導研究体制を検討中である。先端技術科学教育部では、研究室における複数教員の指導が常態となっている。また、工学部「学びの相談室」でのTAに対する研修の取組を別添資料 7-9 で示す。

平成17年度の大学院生生活実態調査報告書(別添資料 5-39)では、研究指導への満足度は高く60-80%の学生が満足している。TAについても多くの研究科、教育部の院生がTAを体験しており、人間・自然環境研究科の調査ではTAの体験を通して授業に対する理解度が深まり、指導能力が身についたという意見があった。

（分析結果とその根拠理由）

研究指導に対する適切な取組は研究科及び教育部において工夫がなされており、学生の満足度もほぼ問題はない。ただし、ごく一部であるが指導教員との関係や指導教員決定時にみられるトラブルなどについて、指導体制の工夫、改善を図る必要がある。大学院全体としては、研究指導の改善に向けて努力が行われているといえる。

観点 5-6-③： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

学位論文に関わる指導は、研究指導教員が行うことが実態となっている。人間・自然環境研究科では、副指導教員制が導入されており、指導教員以外の教員の指導を受けることができる。医科学教育部、口腔科学教育部、栄養生命科学教育部、薬科学教育部及び先端技術科学教育部でも、指導教員制を設けて学生の個別指導に当たっている。保健科学教育部でも指導教員が学生を個別指導しているが、複数教員による指導体制を検討中である。いずれの研究科・教育部でも、学位審査前に研究発表会を開催して、他の教員からも研究や論文作成に関するアドバイスを受ける機会が設けられている。栄養生命科学教育部と保健科学教育部では、審査には指導教員以外の教育部教授会構成員が主査となる制度を実施している。

(分析結果とその根拠理由)

研究科及び教育部において、学位論文に係る指導体制は整備されており、大学院として指導体制が整備され、機能していると判断できる。

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

(観点に係る状況)

成績評価基準及び修了認定基準については、各研究科及び教育部の規則並びにシラバスにおいて明記されており、履修の手引きに掲載されて学生に配付され、オリエンテーションや授業において説明されている。

人間・自然環境研究科や先端技術科学教育部では、各授業のシラバスに詳細な成績評価基準が明記されている。また、到達目標も明示されており、成績評価の目標が示されている。他の教育部においても、各科目の成績評価・単位認定の基準がシラバスに明記されている。また、修了認定の基準は、規則に明記されている。これらはオリエンテーション時に説明を行い学生に周知されている(別添資料 5-40)。

(分析結果とその根拠理由)

成績評価及び修了認定基準はシラバス、履修の手引きに明記され、学生に配付されている。大学院として、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として明記され、学生に周知されている。

観点 5-7-②： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

授業の成績評価は主に担当教員が実施しており、評価によりA(80点以上)、B(70点以上)、C(60点以上)、D(59点以下)の4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格としている。単位認定については各教育部等の実施細則に基づき委員会において取得単位を確認し、教授会及び研究科委員会において認定している。修了認定については、各教育部等の学位規則に基づいて、複数の審査委員による学位審査の結果と、単位認定結果を併せて教授会及び研究科委員会において合否を決定し、修了を認定している。

(分析結果とその根拠理由)

成績評価、単位認定及び修了認定は実施細則に基づき厳格に実施されており、大学院として成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定及び修了認定が適切に実施されている。

観点 5-7-③： 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

学位論文の審査は徳島大学学位規則第8条から第11条(別添資料5-41)に規定されている研究科、教育部でこの規則に沿って審査体制や細則を設けて厳格に実施している。

学位論文の審査及び最終試験又は試問は、研究科委員会や教育部教授会が行い、学位論文の提出者の資格を確認した後、研究科委員会委員や教育部教授会構成員のうちから3人以上の審査委員(主査1人、副査2人以上)を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。

審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し報告する。最終試験は学位論文に関連ある科目について、口頭又は筆答により行っている。研究科委員会や教育部教授会は、審査委員の報告に基づき、課程修了の可否(課程修士、博士)、論文の審査及び試問の可否(論文博士)について、出席委員の3分の2以上の同意で議決している。

研究科及び教育部では、発表会や公聴会を開催し、論文内容の発表と質疑応答を幅広い関係者の参加のもとに実施して、学位にふさわしい内容かどうかを審査している。

(分析結果とその根拠理由)

学位論文の審査は規則に規定され、研究科及び教育部で審査体制、細則を設けて厳格に実施しており、大学院として、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているといえる。

観点5-7-④： 成績評価等の正確性を担保するための措置(例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。)が講じられているか。

(観点に係る状況)

成績評価等の正確性を担保するための措置として、研究及び教育部での取組は観点5-3-3で示した学部の基準等に準じて、適切な対応がなされている。

(分析結果とその根拠理由)

成績評価の正確性を担保するための措置は、学部同様、適切に講じられていると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 学士課程では、教育の目的に沿った教育課程、授業内容、シラバス等学生への情報提供、成績評価や卒業認定等は適切に実施されている。
- ・ 1年次入学時より大学入門講座や高大連携の基礎科目履修を通じて、大学での学習方法を教育する導入科目が充実している。また、学生のやる気を醸成するために専門科目の履修を1年次から開始し、職業観や専門分野の社会的意義を教育するなど、いわゆる「くさび形開講」が実施されている。
- ・ 医学部等におけるチュートリアル教育や工学部の創成学習、総合科学部での少人数教育の充実等は本学の教育理念である「進取の気風」の育成に沿った教育が実施されている。

- ・ 大学院の各課程では、それぞれの目標とする人材育成に応じて、授業科目の構成、研究指導、学位論文指導や審査の体制などが適切に実施されている。
- ・ 大学院ヘルスバイオサイエンス研究部が担当する5つの教育部やソシオテクノサイエンス研究部が担当する先端技術科学教育部では、共通科目を設定し、幅広い素養の学習と専門分野の特化を両立させる教育が試みられている。
- ・ 臨床心理学専攻、栄養生命科学教育部、医科学教育部プロテオミクス医科学専攻など特徴的な教育課程が提供されている。

(改善を要する点)

- ・ 学士課程では、学習方法の指導、自習環境整備、GPAや年間履修単位数制限など単位の実質化の取組がなされているが、学習時間を十分取るような授業が行われていないという指摘については、今後改善の余地がある。
- ・ 大学院教育部等が独自性をもって教育研究に取り組む特徴を有しているが、改組後間もないことから、シラバス等、学生への情報提供の「分かりやすさ」について、改善が必要である。

(3) 基準5の自己評価の概要

(学士課程)

本学では、「全学共通科目」の科目群別の履修システム、「専門科目」における基礎、応用を組み合わせた履修システム等、各学部の特性に応じた教育課程が実施されている。さらには医学部、歯学部では、これに加えて、必修システムによる一貫した教育課程が行われている。特に、初年度から専門教育を積極的に導入して共通教育と専門教育の有機的連携が工夫されている。こうした取組は、本学学生に求められる能力として教育目的に挙げられた「人間性」、「専門能力」及び「進取の気風」をキーワードとする人材の育成に貢献するものとなっている。また、教育課程の編成に関しては、授業内容への研究活動の反映、外国語科目の語学研修認定、インターンシップ科目、チュートリアル教育など様々な工夫が行われている。

各学部においては、定められた様式及び教育課程の趣旨に沿ったシラバスが作成されており、履修の手引きを通じて学生に周知されている。また、教育目標に応じた成績評価基準や卒業認定基準が策定され、成績評価、単位認定及び卒業認定が実施されている。成績評価の厳格化、基準の標準化（統一）及び正確性の確保についても各学部で多様な試みが実施されている。資格取得状況などからみて、教育の目的に応じた成績評価や卒業認定が組織として適切に実施されている。

(大学院課程)

本学では、高度な専門科目と関連する分野の科目の履修を組み合わせ、広い視野を持った専門的職業人や研究者を育成する教育課程が工夫されている。また、研究科及び教育部の特性に応じ、育成する人材の目標に沿った授業内容の構成、研究活動と関連した授業内容の提供、社会人学生の受入れに対応した適切な授業を行う配慮、適切な学習指導法の工夫などが実施されている。ただし、シラバスについては、形式の統一など使いやすさの向上の検討が必要である。研究指導については、指導教員による親密な研究指導体制が機能しており、学位論文に係る指導体制、成績評価基準や修了認定、学位論文審査体制が整備され、機能している。学生の満足度も良好な結果となっている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

(観点に係る状況)

学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像についての方針は、第一期基本計画（別添資料 1-2）、ホームページ、履修の手引き（シラバス）、学生募集要項等に明記されており、それらを別添資料 1-3 の「大学等の目的及び養成しようとする学生像一覧」の中で学部、学科ごとにまとめて示す。

また、それらの達成状況を検証・評価するために以下の取組を行っている。

- 1) 共通教育及び専門教育において、教育目標を達成するために、教育目標ごとに対応する講義科目群が用意され明示されており、これらの科目を修得し、卒業、修了要件を満たした時点ですべての教育目標が達成されるようになっている（別添資料 2-1, 6-1）。このため達成状況判断として進級、卒業、修了に関して、それぞれ教授会、研究科委員会、教務委員会等において徳島大学学則、徳島大学大学院学則（別添資料 6-2）に基づいた適切な判定が行われている。
- 2) 達成状況を検証・評価する委員会として全学の自己点検・評価委員会（資料 6-3）、各部局の自己点検・評価委員会が設置されており、そこで卒業（修了）生アンケート、雇用主アンケートを実施する（別添資料 6-4）。
- 3) 国家試験合格率の検証（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師等）を当該学部及び教育研究評議会で行っている（別添資料 6-5）。
- 4) 達成状況を検証・評価するために工学部などでは外部評価会議（別添資料 6-6）、参与会議（別添資料 6-7）などの外部評価を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

学生募集時、入学時、進級時に、教養教育、専門教育において学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像についての方針が様々な形で明らかにされている。その達成状況は学則に従って進級、卒業、修了判定を行うとともに、カリキュラムにおいては、履修科目と教育目標との対応を明確にしている。また、達成度を検証・評価するために卒業（修了）生及び雇用主アンケートや外部評価を定期的実施することを取り決め、また、実際に実施している。以上の点からこの基準は満たされていると判断できる。

観点 6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒

業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

（観点に係る状況）

各学部の進級率や卒業率のデータを別添資料 6-8 に示すが、いずれもおおむね良好である。

また、各種国家試験等の合格者数及び合格率を別添資料 6-9 に示す。医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師、臨床検査技師等の合格率は、年度により多少のバラツキがあるがおおむね良好である。また、総合科学部では教員免許取得者が多い。

工学部ではJABEE（日本技術者教育認定機構）の審査を順次受けており、機械工学科及び光応用工学科のプログラムが平成15年度より、電気電子工学科のプログラムが平成16年度より、また、建設工学科及び生物工学科のプログラムが平成17年度よりそれぞれJABEE（日本技術者教育認定機構）に認定された。全7学科中5学科が受審を終え、これまで受審した学科はすべて認定されている。

大学院における研究活動の状況について、別添資料 6-10 に示す。いずれの教育部及び研究科についても、講演発表や論文発表が活発に行われている。

（分析結果とその根拠理由）

各学部各学科の進級率や卒業率は、おおむね良好であり、医師国家試験、歯科医師国家試験及び薬剤師国家試験の合格率、工学部各学科のJABEE（日本技術者教育認定機構）受審及びその認定状況、大学院生の研究発表数等から判断して教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

観点 6-1-③： 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているか。

（観点に係る状況）

学部学生全員を対象として平成16年度に実施した学生生活実態調査結果（別添資料 6-11）では、「授業の満足度」についての質問（図-1）に対して「満足している」「やや満足している」が平均で39.0%であり、一方、「やや不満足である」「不満足である」の平均は約21.3%である。また、満足できない理由（図-2）を質問した結果、主な理由は「授業内容がつまらない」、「教員の教え方に工夫が足りない」になっている。これらの結果は、学生生活実態調査報告書（別添資料 7-13、別添資料 7-14）や広報誌（別添資料 6-12）の形で教員にフィードバックされている。

また、大学院生全員を対象とした大学院生生活実態調査における「研究指導に対する満足度」（図-3）については、平均で、約64.8%の学生は「満足している」、「やや満足している」と答えており、「やや不満足である」、「不満足である」は平均約12.8%で、学生自身は研究指導に対しておおむね満足している結果となっている。

全学共通教育に関して実施した授業評価アンケート結果（全学共通教育の現状と課題 ―学生による授業評価アンケート調査の分析から― 「大学教育研究ジャーナル第2号」）（別添資料 6-13）では、表-1 に示す学生自身の「到達度の自己判定」「到達度の満足度」については基礎教育科目を除き5段階評価の中間点3点を超えている。また、表-2 の「授業目的の達成度」の教員評価では基礎教育科目を除き、3点台後半であり目的がほぼ達成されていると評価されている。基礎教育科目は

他分野と比較して低い値となっているが、1回目の調査の2.85から二回目の調査では3.47とかなり上がっており、目的に沿った達成度が図られてきていることがうかがわれる。

専門教育においても学生の授業に対する感想、要望、意見、あるいは改善のための提案は、授業ごとに行われる評価アンケートの中で、記述方式で取り上げ、それらを各教員にフィードバックし、授業改善に役立てている。また、教員は、この評価結果を受けて、どのような改善策等を講じたかを報告するよう義務づけられており、アンケート結果が授業改善に活用されているか評価されている。(観点9-1-2 詳細説明)

別添資料6-14(1頁)のアンケート結果から学生自身の到達度に対する評価は普通(5段階で評価3)であるが、経年変化から徐々に改善されている傾向にあること、また、別添資料6-14(2頁)でも教員に対する評価値の平均値も3点未満の科目数の割合が年とともに減少してきており、教員による授業改善が進んでいることがうかがわれる。

さらに授業評価アンケート調査結果を十分に活用する新たな試みとして全学共通教育では中間アンケートの導入(別添資料6-15)について検討しており、共通教育の基礎科目については授業改善の効果が明らかとなっている。このようにいろいろな手法で教育法に関する改善に取り組んでいる。

(分析結果とその根拠理由)

学生の授業評価や達成度・満足度調査を行い、学生自身が「教育の効果があつた」と、どの程度判断しているかを把握するよう努めている。これらの調査・評価結果は、各種委員会(FD委員会や自己点検・評価委員会、大学教育委員会)や各教員にフィードバックされ、教育改善システムの中で授業改善に結びつける取組がなされている。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点到に係る状況)

別添資料6-16に平成17年度卒業者の就職状況等調べを示す。卒業者に対する就職者の比率(就職率②)は学部間で差があるが、全体で52.8%、卒業者に対する進学者の比率(進学率②)は全体で36.8%である。一方、就職希望者に対する就職者の比率(就職率①)は学部間で大きな差はなく、全体の平均は94.3%であり、また、進学希望者に対する進学者の比率(進学率①)も全体で99.0%であり、就職率、進学率ともに良好である。大学院博士前期課程修了者の就職率①及び進学率①も、それぞれ96.9%、100%であり、卒業者の場合と同様に高い値を示している。

平成17年度学校基本調査を基にした平成16年度卒業生、修了生の就職先・進路を別添資料6-17に示す。各学部の主たる進路(特に就職)に照準を当てて示している。総合科学部では、「総合性と専門性を兼ね備えた人材の育成」を目指しており、その進路は事務従事者、教員、情報処理技術者など多様な業種となっている。また、医学部医学科では医師に、栄養学科では管理栄養士に、歯学部では歯科医師に、薬学部では薬剤師及び化学関係の技術者に、工学部では専門的・技術的職業従事者になるものが多数を占めており、各学部が養成しようとする人材像にあつた進路、就職先となっている。

(分析結果とその根拠理由)

就職率や進学率が良好であること。また、多くの者が各学部で養成しようとする人材像に適合した進路及び就職先となっていることから教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

観点6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

大学の自己点検・評価委員会では、教育の成果・効果を検証し、教育改善を図るため卒業（修了）生及び雇用主によるアンケートとして、「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」（別添資料6-4）を定めており、3年ごとに卒業（修了）生アンケート及び雇用主アンケートを実施することになっている。さらに、このアンケート調査結果を活用した教育改善システムを構築している。

部局においては、以前から卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身につけた学力や社会で必要となる資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施している。総合科学部が平成14年度に実施した雇用主アンケート調査結果を資料6-18に示す。調査対象は卒業生が多く就職している26の企業・役所である。“国際感覚”及び“自然科学の知識・能力”に関して3点台前半のやや低い平均点が出ているが、そのほかの設問に対しては、良い評価を得ている。特に“問題解決に当たっての総合能力”は4ポイントと高い評価である。

工学部においても、工学技術の分野では技術進展の早いことを考えて、その都度、卒業生にアンケート回答を依頼し、学科の教育で必要な事柄を調査している。工学部が平成17年度に実施した雇用主、卒業（修了）生アンケート調査結果を別添資料6-19（図-1、図-2）に示す。この調査結果の質問項目のうち、達成度（本学部卒業生の達成度）と貢献度（本学部教育の貢献度）を教育の成果として取り上げてみた。雇用者側から見ると“工学部専門知識”，“自然科学基礎知識”，“一般教養”については、達成度と貢献度ともに中以上（大又は中）の割合は、80～95%である。一方、卒業生側から見ると、“工学部専門知識”，“自然科学基礎知識”，“発表・表現力”の達成度及び学部教育の貢献度において2/3以上の者が大又は中と答えており、おおむね教育の成果が上がっていると判断される。また、“外国語”における達成度及び学部教育の貢献度の評価は低くなっており、アンケート結果から雇用者及び卒業生の“発表・表現力”と“外国語”に対する学部教育への高い期待がうかがえる。現在、工学部では、学部レベルにおいて、ここ数年プレゼンテーションを取り入れた教育、TOEICの積極的受験を取り入れ、修士課程のカリキュラムには平成18年度から“プレゼンテーション技法”“課題探索法”など、学生の自発的な勉学、国際会議での発表を推進するプログラムを組んでいるが、このような取組は、結果として、雇用者側及び卒業生からの要求と一致したものになっている。

なお、「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」に基づき、工学部以外の学部でも平成18年度に雇用主、卒業（修了）生に対するアンケート調査を実施することになっている。

(分析結果とその根拠理由)

大学として、教育の成果・効果を検証するための卒業（修了）生及び雇用主アンケート調査実施概要を決めており、その中でアンケート調査結果を活用し、教育改善に活かしていくシステムを構築している。各学部、各学科においては、すでに卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身につけた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施している。卒業（修了）生、雇用主アンケート結果からみて、項目によっては教育の成果、効果がおおむね上がっていること、また、重要性があり達成度、貢献度の低い教育内容に対しては新しいカリキュラムに組み込まれており、この観点はおおむね達成していると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 全学共通教育及び工学教育では、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像についての方針を教育目標の中で明らかにし、その目標を達成するための教育プログラムを用意し、その中で教育目標と科目群の対応を明確にし、その科目群を履修することによって教育目標が達成されるような仕組みを構築している。
- ・ 総合科学部では、社会の多様な業種に進出し、さらにそれらの卒業生は雇用主から評価されている。
- ・ 医学部、歯学部及び薬学部では、進級率や卒業率が高く、進路が適切である。特に薬学部では、国家試験の合格率が高い。
- ・ 工学部では、教育に関する第三者評価であるJABEE（日本技術者教育認定機構）受審や外部評価（外部評価会議、参与会議）を積極的に行い、教育改善に役立てている。

(改善を要する点)

アンケート調査結果から教育の達成度、本学の貢献度が低い教育内容については、新しいカリキュラムで対応しているが、それらの向上にさらに取り組んでいく必要がある。

(3) 基準 6 の自己評価の概要

学生が身につける学力、資質・能力や大学が養成しようとする人材像に関して、その教育方針・教育目標は、学生募集時、入学時や進級時の時点で示され、教養教育及び専門教育それぞれの課程に応じて明らかにされている。カリキュラムにおいては、履修科目と教育目標との対応を明確にしている。その達成状況は学則に従って進級、卒業、修了時に判定されている。また、達成度を検証・評価するために自己点検・評価委員会として卒業（修了）生及び雇用主に対するアンケートや外部評価を定期的に実施している。

在学中の教育の成果や効果に関して、各学部各学科の進級率、卒業率、医師・歯科医師・薬剤師などの国家試験の合格率、工学部各学科のJABEE（日本技術者教育認定機構）受審及びその認定状況、大学院生の論文発表数などから成果や効果が上がっていると判断できる。

学生自身による教育効果の判断については、授業評価結果や達成度・満足度調査によって現状を調査しており、その結果を評価し、評価結果を自己点検・評価委員会や各教員にフィードバックし、それらを教育改善に結びつけていく取組を行っている。

学生の進路状況については、就職率や進学率が良好であること、また、進路がおおむね適切であり、各学部が養成しようとする人材像に合った進路や就職先となっている。

部局によっては、すでに卒業（修了）生や就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身につけた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施している。アンケート結果からみて、教育の成果・効果がおおむね上がっている。

以上のように教育の目的において意図している事項、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像について検証した結果、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断される。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

(観点到係る状況)

新入生には、学部学科ごとにオリエンテーション(別添資料7-1)、大学入門講座(別添資料1-7)、新入生合宿研修(別添資料7-2)を実施し、「学生生活の手引」(別添資料7-3)等を用いて、学則、授業の選択・登録方法、大学生活の過ごし方等について説明しており、個別相談にも応じている。「新入生合宿研修」は、教員及び同級生との交流の場であり、また、上級生から履修等のアドバイスを得る場となっており、新入生の満足度は非常に高い。

専門科目の受講に際しては、ワークショップ形式でのガイダンス(医学部)、研究室紹介冊子の配付とガイダンス(歯学部)(別添資料7-4)、研究室紹介のパネル展示(薬学部)、学科紹介、教育内容紹介の資料配付とガイダンス(工学部)(別添資料7-5)、コース分属のガイダンス(総合科学部)等、各学部の専門に応じた適切な対応がなされている。

(分析結果とその根拠理由)

学生の受講時ガイダンスは、入学時の「オリエンテーション」、「大学入門講座」、「新入生合宿研修」等全学的に行き届いた形で実施されている。また、パネル展示、ワークショップ形式のガイダンス等、各学部の教育内容に応じた適切なガイダンスが行われている。

観点7-1-②: 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

(観点到係る状況)

オフィスアワーは全学的に設定されており、シラバス等(別添資料5-17, 7-6)で学生に周知している。クラス・学年担任制(別添資料7-7)も全学的に設定されており、女子学生が相談しやすいように女性教員を配置する学部、入学から卒業まで同一教員が対応する学部もある。随時、談話会を開くなど、細かな相談、助言及び指導を行っている。

一方、ITを利用した個別的な相談・助言システムの構築も具体化される運びとなり、メールを用いた学習相談やuラーニングシステムを利用した相談体制も整いつつある。

学習相談、助言の窓口として、全学共通教育センターの「学習支援室」(17年度利用者数:642名)(別添資料7-8)、工学部の「学びの相談室」(同:378名)(別添資料7-9, 7-10)等が設けられており、利用者数は年々増加している。

(分析結果とその根拠理由)

学習相談、助言の体制は、オフィスアワー、クラス・学年担任制、ITを利用した個別的な相談・助

言システム、「学習支援室」、「学びの相談室」等、多様に設けられている。相談・助言体制の活用状況をみると、オフィスアワーを除き、相談窓口は十分活用されていると判断できる。

観点7-1-③： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

(観点に係る状況)

学生のニーズの把握には、多様な形態が用意されている。学生から要望、意見を聞く機会や窓口は複数設定されている。その一つは、学生代表から教員が直接・間接に意見、要望を聞く機会、全学・学部・学科各レベルで開催されている。また、学長、学部長、教育担当責任者等との定期的な懇談会(別添資料7-11)や、教務委員と学生代表との合同の委員会「教育の質を向上させるための学生ワーキング」(別添資料7-12)等も実施している。さらに、小グループの学生と学年(クラス)担当教員との懇談会も設けている。個別的には、「学生相談室」、「学習支援室」、「学びの相談室」等の窓口を訪れる学生から学習支援に関するニーズの把握に努めている。

一方、学生による授業評価アンケート、個々の授業の評価アンケートは共通教育を含め全学部で定期的実施されている。こうしたアンケート調査の分析結果は、ホームページ上に掲載され、また、「学生生活実態調査報告書」(別添資料7-13)、「大学院生生活実態調査報告書」(別添資料7-14)、として印刷され公表されている。また、授業担当教員には「学生の授業評価報告書」としてフィードバックされている。

(分析結果とその根拠理由)

様々な形態で継続的に学習支援に対する学生のニーズを把握するための取組が行われ、分析、公表されており、学習支援に関する学生のニーズは適切に把握されていると判断できる。

観点7-1-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

(観点に係る状況)

該当なし

(分析結果とその根拠理由)

該当なし

観点7-1-⑤： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。)への学習支援が適切に行われているか。

(観点に係る状況)

留学生数は大学院生を中心に、25か国232名（うち学部生50名）であり、全学生の2.9%を占める（別添資料1-4、32頁）。留学生への学習支援窓口の一つ「留学生センター」（別添資料7-15）には専任教員5名が、共通教育科目「日本語」、全学日本語コース、日本語研修コース等の講座を開いて学習支援に当たっている。このほかに日本と他国で2つ以上の学位を取得できる「複数学位の授与制度」（別添資料4-7）がある。また、留学生へのサポーターであるチューターの配置（別添資料7-16）など、マンツーマンでの学習支援にも力を入れている。さらに、異文化交流の施設を設け、日本人との交流のみならず外国人同士の交流も支援している。「国際交流会館」（別添資料7-17）、「地域・国際交流プラザ（日亜会館留学生宿舎）」（別添資料7-18）（以上全学）、「留学生談話室 OASIS」（工学部）（別添資料7-19）等には留学生担当職員等が常駐して支援に当たっている。留学生向けホームページも開設されている。大学院には「英語特別コース」（別添資料4-8、4-9）が開講されており、英語で講義している。各種の案内冊子やシラバスの一部は外国語で表記されている。

社会人学生への学習支援としては、社会人大大学院生を対象に、補講・特別クラス・夜間の授業開講、休日の研究指導、長期にわたる教育課程の履修（観点4-2-2 資料4-A）、夕方のオフィスアワー設定、ホームページ上での情報提供等が行われている。

障害のある学生には、障害の程度と本人の希望等に応じて適切に対応している。メンタルケアの必要な学生への学習支援は各学部の学生委員の対応とともに「学生相談室」で臨床心理士等が対応している。また、留年生の学習支援には、各学部とも学生委員、教務委員が個別に対応し、留年期間中の講座受け入れにも応じている。休学・退学意向の学生への積極的な対応なども行っている。

これらの取組の活用状況や利用者の満足度は、アンケート調査され、ホームページや「大学院生生活実態調査報告書」等に記載されている。

(分析結果とその根拠理由)

留学生、社会人学生、障害のある学生、就学上の問題をもつ学生に対する学習支援は、「留学生センター」、「学生相談室」での対応、開講時間の弾力的運用、英語での授業や表記などにより、快適な学生生活を送れるよう配慮が行われている。

観点7-2-①： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

自習用スペースとして、図書館本館に自習コーナー、マルチメディアプラザ、分館にはマルチメディアコーナー、視聴覚室等が整備されている（別添資料7-20）。

総合科学部、薬学部にはスタジオプラザ（別添資料7-21）が整備され、個人やグループの自習に活用されている。このほか、各学部には自習室が整備されており夜間の使用も可能にしている。工学部には「学生自習室」（別添資料7-9）、リフレッシュコーナーがある。また、蔵本キャンパスには、臨床実習機器や自習用パソコンを整備したクリニカルスキルラボラトリーが設置（別添資料7-22）されており、医療系学部生の予習、復習に活用されている。また、医学部ではチュートリアル室をグループ討論室として開放している。

「特色ある大学教育支援プログラム」の採択により、学生の自主創造の実践の場となることを目的に設置された「創成学習開発センター」（別添資料7-23）において、学生が学部の垣根を越えてグループを作って、自由な発想を持ち寄り、多様な考え方を形成することを支援している。

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された「uキャンパス構想」（別添資料7-24）は、学生個人が携帯できる情報端末をもち、いつでもどこでも情報アクセスを可能にするものであり、平成18年度から普及段階に入る。そのために必要な無線LANの整備を行っている。

（分析結果とその根拠理由）

「創成学習開発センター」、「uキャンパス構想」は、先進的な自主的学習の支援システムであり、また、学部においては、クリニカルスキルラボラトリー、スタジオプラザなどの自習室が整備されているなど、自主的学習環境は十分整備され、活用されていると判断できる。

観点7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

（観点に係る状況）

文化系36、体育系49のサークル（別添資料7-25）が活発に活動し、いわゆる部活による心身の鍛錬と友人あるいは先輩・後輩との関係を通しての人格形成の場となっている。各種大会においても活躍している（別添資料7-26）。サークル活動が本学の理念とする人間性の育成に大きな意味をもつことから、積極的な支援を行っている。活動に必要な経済的支援としては、課外活動団体助成金が支給（総額4,574,609円）（別添資料7-27）されている。サークル活動に必要な部室、運動場等は十分整備されている。備品等の整備は経常的に部員のニーズを応じた経済支援を行い（総額41,612,235円）（別添資料7-28）、よりよい環境づくりを目指している。教職員と学生の拠出による全学的支援組織「徳島大学学生後援会」（別添資料7-29）や学部単位の各種支援組織からも大会派遣費等の支援が行われている。

学生が積極的にサークル活動に参加するよう促す方策にも力を入れており、入学直後の新入生オリエンテーション等において、教員が呼びかけるとともに、サークル部員による勧誘の時間を設けている。

学生の自主的課外活動も盛んで、春と秋に開催される文化祭はサークル部員が中心となって実行委員会を構成し、一般学生とともに組織運営を行っている。このような自主的課外活動に対して教員が助言するほか、学部ごとの後援会組織とも協力して経済援助を行っている。また、優れたスポーツ・文化・ボランティア活動等への学長表彰など、正課以外の活動の積極的な取組を奨励する制度（別添資料7-26）も設けている。

（分析結果とその根拠理由）

学生の課外活動には、経済的支援と支援制度の設定など、積極的な支援を行っている。学生もサークル活動、文化祭などに主体的に参加している。

観点7-3-①： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

学生の健康相談・助言の体制としては、「保健管理センター」（別添資料7-30）、「学生相談室」が設置されている。「保健管理センター」には常勤の医師（メンタルケアにも対応できる医師）、看護師、事務職員が配置され、定期健康診断のほか、学生の健康面の相談や治療を行っている。「学生相談室」にはインテーカーが常駐して様々な相談に応じており、メンタルケアの必要な場合には「保健管理センター」の医師や臨床心理士がこれに対応している。また、「学生相談室」には、学生相談員、人権問題相談員及び法律アドバイザーを配置し、セクハラ、パワハラ等の相談、経済的問題等の生活相談、進路相談などに応じている。就職に関する相談窓口として、「就職支援室」（別添資料7-31）があり、4名のスタッフが対応している。また、工学部の「学びの相談室」でも就職や進路に関する相談に応じている。

これら「学生相談室」、「就職支援室」は「学生支援センター」（別添資料7-32、7-33）の下に設置され、互いに連携を取って活動しており、随時、学生委員会に意見等を伝達している。

一方、学生が直接教員に相談・助言を受けるルートとして、各学部の学生委員、課外活動助言指導教員、クラス（学年）担当教員、授業担当教員等が、きめ細かく助言・指導を行っている。

こうした体制の利用状況や満足度については、「保健管理センター」、「学生相談室」及び「学びの相談室」等から定期的に報告書が出されている。「学生相談室」、「学びの相談室」及び「就職支援室」の利用者は年々増加し、平成17年度はそれぞれ延べ1,058人、378人、4,584人であった。また、「大学院生生活実態調査報告書」等にも利用状況や満足度が掲載されている。

（分析結果とその根拠理由）

「学生相談室」等の利用者が年々増加していることから分かるように本学の相談体制及び助言体制はよく整備され、活用されている。

観点7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

（観点に係る状況）

留学生への生活支援では、「留学生センター」担当教員、学術研究国際部国際課職員、留学生へのチューター、学生サポーター、国際交流会館職員が奨学金貸与、入国管理事務所での手続きなどの生活上の諸問題についての情報提供、助言をマンツーマンできめ細かく行っている。

国際交流の視点から、留学生同士、留学生と日本人学生の交流を可能にする施設の充実に努めており、「国際交流会館」、「日亜会館」、「留学生談話室 OASIS」及び「留学生交流室」等を設けている。各施設には留学生担当職員等が常駐し、支援に当たっている。また、パソコンが設置され、母国との連絡や情報収集に利用されている。さらに、留学生向けのホームページがあり、奨学金貸与、宿舍、各種手続きなどの情報提供等を行っている（工学部）。

日本の文化、伝統の理解を深めるための文化的支援としては、地域住民と留学生の共存を目指す「徳島地域留学生交流推進協議会」（別添資料 7-34）主催の各種イベントや大塚製薬工場見学、留学生交流懇談会などが企画実施されている。また、「徳島地域留学生交流推進協議会」の事務局機関として、徳島県内の他機関の留学生との交流にも力をいれている。

留学生対象の冊子には日本語と英語が併記され、日本語の文書にはルビを付している。なお、留学生が訪れる国際課室、留学生談話室(OASIS)等には連絡周知用に留学生個々のメールアドレスを設置し、留学生が気軽に出入りできる環境を作り、要望等が把握できるように努めている。障害のある学生への対応としては、施設のバリアフリー化、エレベータ、スロープ、自動ドア、点字ブロック、特別仕様の机や椅子などが設置されている。しかし、十分とはいえない。メンタルケアの必要な学生には「学生相談室」等を通じて、臨床心理士等が対応している。

（分析結果とその根拠理由）

留学生への生活支援は、教職員、学生、地域住民によるマンツーマンのきめ細かい対応、国際交流の視点からの留学生同士や留学生と日本人学生の交流を可能にする施設の充実、日本の文化や伝統の理解を深めるための文化的支援の充実、日英表記文書の整備など幅広く行われている。また、障害のある学生、特にメンタルケアが必要な学生には「学生相談室」を主な窓口として支援の手を伸ばしている。

観点 7-3-③： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

（観点に係る状況）

生活支援等への要望について学生から直接意見を聴取する場として、学長、副学長、学部長、教育担当責任者等との懇談会（別添資料 7-11）が定期的で開催されている。例えば、副学長と学生寮委員との懇談会は年に 2 回開催され、学務課職員等も参加し、学生寮の施設整備や防犯対策などが取り上げられている。一方、ニーズ把握のための窓口としては、「学生相談室」、「学習支援室」、「学びの相談室」が有効に機能している。

学生のニーズを把握するために、全学及び学部レベルのアンケート調査が実施されている。「学生生活実態調査」、「大学院生生活実態調査」は学生・大学院生の生活実態を詳しく調査しており、その報告書には経済的問題、健康・生活上の問題、学習環境の問題、就職・進路の問題、家族の問題等の学生のニーズがまとめられている。

（分析結果とその根拠理由）

学習支援に関する学生のニーズ把握と同様に、生活支援等に関する学生のニーズも様々なルートを設定して随時把握できるようにしている。得られたニーズは「学生生活実態調査報告書」等に掲載されており、ニーズの把握は適切に行われていると判断できる。

観点 7-3-④： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

(観点に係る状況)

日本学生支援機構の奨学生採用状況は、第一種奨学金貸与者が学部236名、大学院137名、第二種奨学金貸与者(きぼう21プラン奨学金貸与者)が学部357名、大学院76名となっている。本学では、授業料免除について、半額免除(151人)と全学免除(365人)の比率を変更することにより、できるだけ多くの希望者に対応できるようにしている。なお、免除者の約20%は留学生である。

本学独自の奨学金制度としては、「藤井・大塚国際教育研究交流資金」(別添資料7-35)、「徳島大学国際教育研究交流資金」(別添資料7-36)があり、毎年約40名の留学生に奨学金を給付している。また、私費留学生対象の「若葉会奨学金基金」(医学部)(別添資料7-37)、「私費外国人留学生スカラーシップ助成金」(歯学部)(別添資料7-38)、及び「日亜特別待遇奨学生制度」(工学部)(別添資料7-39)等の奨学金制度がある。医学部では後援会の支援により、大学院に入学する学生を対象に奨学金を給付している。「米山奨学金」(私費留学生対象)などの民間団体等からの各種奨学生も含め、これらの制度や募集案内はホームページや学務課等を通じて学生・大学院生に周知している。

学生寮として学部学生対象の男子用1、女子用2、計3施設(別添資料7-40)があり、低料金で利用できる。一方、留学生用の宿舎としては、国際交流会館(別添資料7-17)と平成18年度開設の日亜会館留学生宿舎(別添資料7-18)がある。料金はいずれも廉価であるが、国際交流会館はキャンパスからかなり遠隔地に位置することが不満との意見がある。なお、留学生には、留学生住宅総合補償制度への加入義務化と加入金の補助を行っている。

経済的な支援の一環としてのアルバイト紹介などは「学生生活支援室」が行っている。経済面での援助に関する学生のニーズは、教員との各種懇談会、「学生相談室」等の窓口、「学生生活実態報告書」や「大学院生生活実態調査報告書」に示されるアンケート調査などを通じて把握している。

(分析結果とその根拠理由)

学生の経済面での援助は、日本学生支援機構の奨学生採用と授業料免除を核として、徳島大学独自の支援体制である「藤井・大塚国際教育研究交流資金」、工学部の「日亜特別待遇奨学生制度」などがあり、一応の体制が整い、適切に配分されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 新入生に入学直後から「オリエンテーション」、「大学入門講座」を開講するほか、ほぼ全学部で「新入生合宿研修」を実施している。上級生も参加している点がユニークで、履修に関するアドバイスを得る機会にもなっている。
- ・ 学習支援に対する学生のニーズ把握のための様々なルートを設けているが、その一つとして、教務委員と学生代表との合同の「教育の質を向上させるための学生ワーキング」がある。留学生学習支援の一環として、異文化交流の施設が充実しており、「国際交流会館」、「地域・国際交流プラザ(日亜会館)」がある。大学院には「英語特別コース」が開講されており、英語で講義されている。
- ・ 「特色ある大学教育支援プログラム」の採択により、学生の自主創造の実践の場となることを

目的に設置された「創成学習開発センター」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された「uキャンパス構想」は、先進的な自主的学習の支援システムである。

- ・ 「学生相談室」にはインテーカーが常駐し、学生相談員、人権問題相談員、法律アドバイザーも配置され、健康問題、ハラスメント相談、経済的問題等の生活相談、進路相談などに応じている。「学生相談室」の利用者は年々増加している。

(改善を要する点)

- ・ 障害のある学生への対応としては、施設のバリアフリー化、エレベータ、スロープ、自動ドア、点字ブロック、特別仕様の机や椅子などが設置されているが、十分とはいえない。

(3) 基準7の自己評価の概要

新入生への学習支援は、「オリエンテーション」、「大学入門講座」、「新入生合宿研修」等の場で実施され、専門教育に向けた学習支援は、パネル展示、ワークショップ形式のガイダンス等学部ごとの教育内容に応じたガイダンスが適切に行われている。

学習相談・助言は、オフィスアワー、クラス担任・学年担任制のほか、uキャンパス等の個別的な相談・助言システム、「学びの相談室」・「学習支援室」の相談窓口など、多様なルートが設けられている。

学習支援に対する学生のニーズの把握には、教員と学生との懇談会のほか、相談窓口、アンケート調査など、様々なルートで継続的に実施され、分析、公表されており、学習支援に関する学生のニーズは適切に把握されている。

留学生、社会人学生、障害のある学生、就学上の問題を持つ学生への学習支援は、「留学生センター」、「学生相談室」での対応、開講時間の弾力的運用、英語での授業や表記などにより、快適な学生生活を送れるよう配慮されている。

「特色ある大学教育支援プログラム」の採択により、学生の自主創造の実践の場となることを目的に設置された「創成学習開発センター」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された「uキャンパス構想」は、先進的な自主的学習の支援システムである。また、「スキルラボ」が医療系学生向けに整備されるなど、自主的学習環境は十分整備され、活用されている。

学生の課外活動は、人間性の育成に不可欠であることから、積極的に経済的支援と奨励制度などの支援を行っており、これに応えるように、学生もサークル活動等に主体的に参加している。

学生の健康、生活、進路、ハラスメントに係わる相談・助言体制は、「学生相談室」、「学びの相談室」及び「就職支援室」の利用者が増加傾向にあることからよく活用されている。

留学生への生活支援は、マンツーマンの対応、留学生同士、留学生と日本人学生の交流を図る施設の充実、文化、伝統の理解を深めるための支援など、幅広く行っている。メンタルケアが必要な学生には「学生相談室」を主な窓口として支援体制を整備している。

生活支援等に関する学生のニーズも様々なルートを設定して随時把握できる体制がある。得られたニーズは「学生生活実態調査報告書」等に掲載されており、ニーズの把握は適切に行われている。

学生の経済的援助は、日本学生支援機構の奨学金と授業料免除のほか、「藤井・大塚国際教育研究交流資金」、「日亜特別待遇奨学生制度」等があり、適切に配分されている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

（観点到に係る状況）

本学は、新蔵地区、常三島地区及び蔵本地区の3地区からなり、教育研究の場として362,505m²の校地（校舎敷地278,602m²（常三島地区 116,958m²、蔵本地区 161,644m²）、屋外体育施設用地83,903m²）と延べ281,440m²の校舎（教育研究施設、実験実習施設、共通施設）を保有し、課外活動施設も、常三島地区、蔵本地区の両地区に設けられ、ともに充実している。

また、大学の管理、運営部門として新蔵地区に8,415m²の敷地に4,186 m²の事務棟を保有する。（別添資料1-4、45頁）

講義室、実験・実習室、演習室等は十分確保され、有効に利用されており、情報処理学習のための設備等は、学生がいつでも自由に利用できる環境が整っている。（別添資料8-1）

附属図書館は、常三島地区の本館（面積5,342m²）と蔵本地区の蔵本分館（面積3,107m²）からなり、それぞれ528席、314席の閲覧席を持つ。平日は8:40~22:00（蔵本分館8:40~21:00）、土日は10:00~17:00の間、開館している。大学院生、教職員及び利用申請をした学部学生については、24時間利用できるように、自動貸出装置と入退館システムを設置している。（別添資料5-9）

（分析結果とその根拠理由）

本学の校地面積は、基準面積164,214m²の約2.2倍、校舎面積は、基準面積124,474m²の約2.3倍で、大学設置基準の規定に十分適合している。

講義室には暗幕、スクリーン、マイク及び冷暖両用空調機が設置され、良好な教育環境が確保されている。また、約40%の講義室に液晶プロジェクターが常備されており、講義、セミナーに利用されている。

現在、医学部基礎棟の大規模な改修が行われており、医学教育・研究の環境整備の一層の充実が図られている。

以上のことから、教育・研究の目標達成に必要なかつ十分な施設・設備が整備され、有効に活用されているといえる。

観点 8-1-②： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

平成13年度に現在の超高速ネットワーク・マルチメディアキャンパスシステムが導入され、学内の快適なネットワーク環境が整備されている。(別添資料 8-2)

各部局には学生が自由に使用できるようにパソコン室が設けられ、24時間使用できる20~50台のパソコンが設置されている。また、講義室の約80%に情報コンセントが設置されており、学生が利用できるとともに、講義等にも利用されている。(別添資料 8-1)

教職員及び学生は、研究室等の端末パソコンから、学術情報の検索・収集、電子メールによる教育研究及び事務連絡、計算サーバなど研究用システムの利用ができる至便なネットワーク環境になっている。

また、学生にはポータルサイト、PDA・携帯電話等を用いたuラーニング、eラーニングのシステムが提供され、履修登録もネットワーク上で行われている。教育研究には無線LANも利用され、学生・教職員が、学内の各種情報サービスを自在に多様に利用できる環境整備が整っている。(別添資料 7-24)

高度情報化基盤センターの各種サーバ・システムの管理・運用とセキュリティ管理は、センター長と6名の専任教員、3名の技術職員が担当している。情報ネットワークの適正な管理・運用を図るために「情報セキュリティポリシー」を制定し、管理体制等に関する必要事項を定めている。(別添資料 8-3)

さらに、高度情報化基盤センターを中心として以下のような新しい情報基盤整備に関する検討を進めている。①高機能・高速ネットワークの設置、②高いセキュリティ管理、③情報戦略に必要なコンピュータシステムの設置とそのネットワーク接続による効率的な運用、④高機能な教育・学生支援システムの整備、⑤学内情報資産の一元管理に向けての無駄のない基盤整備、⑥高速・高機能な情報通信を必要とする研究への環境整備

また、情報ネットワークは、高度情報化基盤センターにより管理され、各部局から選出された支線管理者に当該部局の支線ネットワークの管理、運用を委託している。

(分析結果とその根拠理由)

以上の状況から、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され有効に活用されるとともに、セキュリティの管理と設備の保守が適切に行われているといえる。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

(観点に係る状況)

各施設・設備の利用の手引きが作成され、大学のホームページや各施設のホームページに掲載されている。また、新生には、施設利用のガイダンスが実施され、学生関係の学内諸規則は「学生生活の手引」に掲載され、周知されている。周知例を別添資料 8-4 に示す。

(分析結果とその根拠理由)

施設・設備の利用規則等が明確に規定され、大学のホームページや各施設のホームページに掲載されており、構成員に周知されていると判断できる。

観点 8-2-①： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

附属図書館の蔵書構成と利用実績は、別添資料 1-4 (34頁) のとおりである。附属図書館配分予算で購入する学術雑誌、図書、視聴覚資料等は、附属図書館長、附属図書館蔵本分館長、各部局及びセンターから選出の教員で構成される附属図書館運営委員会（常三島地区運営委員会、蔵本地区運営委員会を含む）の審議に基づいて決定される。

附属図書館は、人員と予算の効率的な運用のために、備品扱いの学術図書・雑誌は、原則としてすべて附属図書館の管理下に置くこととしており、このため、目録情報の電子化を進め、集中管理方式をとってきた。これは、学術資料を有効に活用する基盤になっている。これによって、教育課程に応じて図書、資料が系統的に整理され、活用されている。

附属図書館は、平成16年度の中期計画に学生用図書の整備、充実をあげ、その達成に取り組んでいる。平成17年度の学生用図書資料の受入実績は、本館3,412冊、分館644冊であった。図書の選定に際しては、利用実績や専門分野間のバランスに配慮して行われている。研究・教育の特色を生かして学術的に質が高く、複数の専門分野にわたるコアジャーナルや各専門分野の最重要雑誌などをあらかじめ決めた基準に基づいて選定している。(別添資料 8-5, 8-6, 8-7)

附属図書館は、学術雑誌の電子化の流れに呼応して、平成10年から学術文献・資料の電子版の導入を進め、学生や教職員が、研究室からネットワーク経由で学術文献にアクセスできるように、利便性の向上が図られている。さらに文献データベースを多数導入するとともに、電子ジャーナルや文献データベースの利用講習会を定期的で開催して、効率的な文献検索・収集の支援が行われている。また、ホームページに「ポータル」のページを用意して、その利便を図っている。(別添資料 8-8)

図書の蔵書の貸出件数、また電子ジャーナルや文献データベースの利用件数も多く、学術資料が有効に活用されていることを示している。

(分析結果とその根拠理由)

学術雑誌の安定供給、電子ジャーナルの整備と多様なサービスの提供が実現されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料等教育・研究上必要な資料が系統的に整備され有効に活用されているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 「進取の気風」を育む創造性教育に必要な「教育」と、先端的な科学技術を創出する「研究」の両方を保証するに足る十分な施設・設備を保有している。
- ・ 学生の健康及び体力増進に寄与する屋内外の体育施設が充実している。
- ・ 無線LANの整備、ポータルシステムの導入などによって、極めて良好な情報ネットワークによる教育・研究の支援環境が確立されている。

- ・ 常三島地区、蔵本地区にそれぞれの教育、研究の特色に合致した図書、資料、学術雑誌が整備されている。
- ・ 図書、資料、学術雑誌の目録情報を電子化し、資料の共同利用を進めている。

(改善を要する点)

該当なし

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学は、大学設置基準及び大学院設置基準に十分に適合する校地と校舎を保有している。講義室、研究室、実験・実習室等は、必要数が設置基準より多く確保され、高い稼働率で使用されている。講義室と実習室には、適宜、映像設備や冷暖両用空調設備が設置されている。情報処理教育用に合計363台のパソコンが、語学学習用にCALL教室2室、LL教室1室と高度情報化基盤センターにeラーニングのシステムがあり、利用されている。

附属図書館は、キャンパスが常三島地区と蔵本地区に分かれていることから、本館(面積5,342m²)と蔵本分館(面積3,107m²)からなり、それぞれ528席、314席の閲覧席を持つ。平日は8:40~22:00(蔵本分館8:40~21:00)、土日は10:00~17:00の間、開館している。24時間利用できるように自動貸出装置と入退館システムを設置している。

学内では、5,000台近くのパソコンがキャンパスネットワークを利用しており、稼働率が非常に高く、教育・研究に必須の設備になっている。情報処理教育用として、高度情報化基盤センターに190台、各部局にある情報処理実習室に20~50台、合計363台が分散配置されている。また、無線LANの整備が進行中で、学生がいつでも自由に利用できる環境整備が行われている。

情報ネットワークの適正な管理を図るために、①本学情報資産に対する機密性、完全性、可溶性を損なう内外の脅威からの保護、②学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為の抑止、③情報資産の重要度による分類とそれに見合った管理、④情報セキュリティに関する情報の取得支援、⑤学内情報ネットワーク及び情報システムの適切な運用・管理を目的として「情報セキュリティポリシー」を制定し、管理体制等に関する必要事項を定めている。

平成13年度に超高速ネットワーク・マルチメディアキャンパスシステムが導入され、パソコンをはじめ、ポータルサイト、PDA・携帯電話等を用いたuラーニング、eラーニングのシステムが提供されている。

各施設・設備の利用の手引が作成され、大学のホームページや各施設のホームページに掲載されている。学生には、新入生のオリエンテーションや学内の諸規則を「学生生活の手引」に掲載して、周知を図っている。

附属図書館は、人員と予算の効率的な運用のために、学術図書・雑誌の目録情報の電子化を進め集中管理方式を採用している。これは、24時間利用と併せて、学術資料を有効に活用するための基盤になっている。電子ジャーナルの導入を積極的に推進するとともに、利用講習会を開催して、学生、教職員の利便を図っている。

以上の状況から、本学の教育研究組織の運営と教育課程の実現にふさわしい施設・設備、情報ネットワーク、学術資料等が、適切に整備・管理され有効に活用されていると判断できる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

(観点到係る状況)

各教員は個々の教育活動に関する実績資料を「EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）」（別添資料3-10）に登録している。EDBは、資料収集としての機能のほかに、「教育研究者総覧」及び「シラバス」作成にも利用されており、内容はホームページ上に公表されている。また、蓄積状況を随時把握でき、さらに、個々の教員の教育活動等を評価する目的で検討している「教員業績評価・処遇制度」にも活用されることとなっている。なお、平成18年度には、EDBへの情報集積や評価データの分析などを目的とする「評価情報分析センター」（別添資料9-1）が設置された。

カリキュラム、履修の手引き及びシラバス等は、当該学部、学務部（全学）に蓄積されている。シラバスはホームページ上にも公表されており、今後の教育方向を示す種々の取組状況もホームページ上に公表されている。「授業実施報告書」も学部単位で収集・保管している。総合科学部、工学部等では毎年作成される「FD研究報告書」、「自己点検・評価報告書」に教育状況が記載されており、データの蓄積状況が把握できる。また、中期計画・年度計画にかかわる教育・研究・管理運営の組織的資料全般を、「経常的資料登録システム」（別添資料9-2）に蓄積する体制が整備されている。登録内容はホームページ上（学内限定）で随時閲覧することができる。

(分析結果とその根拠理由)

教育活動実態を把握する資料の集積は全学的、学部単位で適切に行われており、「EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）」、「教員業績評価・処遇制度」、「評価情報分析センター」、「経常的資料登録システム」などが相次いで開始・開設されることになっており、制度面・ソフト面・ハード面が有機的に連携した、より集約的・機能的な収集・管理システムの構築が進められている。

観点9-1-②： 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

(観点到係る状況)

学生の意見や要望（ニーズ）は、資料9-Aの方法で聴取している。

資料9-A

① アンケート調査

全学的（学生生活実態調査等）、学部単位（満足度、改善要望、セクハラ等アンケート調査）

の授業評価アンケートが定期的実施されているほか、新たに、全学自己点検・評価委員会で「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」（別添資料6-4）を定め、平成18年度から全学的な取り組みとして実施し、教育改善を図ることとしている。（平成17年度実施済）この他、チュートリアル授業では毎週、グループごとに評価アンケートを行うなど、きめの細かい意見聴取を併せて行っている。

② 学生の代表者から直接意見を聞く懇談会

学長、学部長、教育担当責任者等と学生との懇談会も定期的開催しており、学生代表は事前にクラス学生の意見や要望（授業のあり方・評価の方法等）を聴取した上で参加している。学年担当教員と小グループの学生との懇談会や学生対象ワークショップでも学生の意見の聴取を図っている。さらに、実習等の教育現場で教員が聞いた学生の意見を間接的に伝える場として、「教育主任会議」や「教育支援センター会議」を活用している学部もある。

現在、開催している主な懇談会は、別添資料7-11のとおりである。

③ 教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ（別添資料9-4）

本ワーキンググループは、学生自らの企画で、アンケート調査や教員との懇談等を行い、学生の要望を教育改善に反映させることを目的に、大学教育委員会内に設置されたものである。

アンケート調査で聴取した学生の意見や要望は、「学生生活実態調査報告書」（別添資料7-13）、「大学院生生活実態調査報告書」（別添資料7-14）などにまとめ、分析され、改善に向けての提言が盛り込まれている。これらは冊子として教職員に配付され、ホームページに掲載され公表されている。総合科学部、工学部などでは「FD研究報告書」（別添資料9-3）に学生の授業評価結果が記載されている。「教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ」の意見交換の成果は提言（別添資料9-4）としてまとめ、公開している。また、本学発行の「大学教育研究ジャーナル」に研究論文（別添資料9-5）としても掲載されている。さらに、自己点検・評価報告書や外部評価報告書の該当部分に反映されている。

聴取された内容が改善に役立っている事例としては、講義室の机・椅子などの什器、空調機器、視聴覚機器の整備、チュートリアルでの学生アンケートを反映させるために行われている教育主任会議等でのチューターへの改善要望の提出（医学部）、カリキュラムやシラバスの改訂（工学部）、中間アンケートによる授業方法の改善（全学共通教育）など数多くある。

（分析結果とその根拠理由）

学生の評価やニーズの聴取は、全学的あるいは学部レベルで様々な形で行われ、まとめられた聴取結果は報告書や研究論文の形で分析、公表されている。また、具体的な改善・改良に結びついている事例も多数挙げることができる。本学では、評価を改善に連結する努力の必要性を認識しており、単なる評価のための評価ではなく、改善にどう役立てるかを意識した意見聴取が、各学部で実施されている。

観点9-1-③： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

(観点に係る状況)

学外関係者からの意見聴取の方法と内容については、「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」(別添資料6-4)が、全学自己点検・評価委員会で定められており、平成18年度に全学で統一して実施することとしている。アンケート結果については、大学教育委員会と連携して、教育改善を行うPDCAサイクルとして活用される。なお、工学部では、平成17年度に前倒しで実施し、その結果(別添資料6-14)をホームページに公表している。

これまで行ってきた意見聴取としては資料9-Bのような取組がある。

資料9-B

- ① 県内高校との連絡協議会(現状の相互理解を深めるために実施。17年度で8回目)や高大連携交流・研究会を通して、高校教員から、特に2006年問題に対応するための意見聴取を行っている。(別添資料9-6, 9-7)
- ② 各学部による卒業生からの意見聴取は、多彩な形で実施されており、その主なものを次に挙げる。
 - ・ 院生や卒業生との意見交換会(医学部栄養学科)(別添資料9-8)
 - ・ 満足度、改善要望、セクハラ等について卒業式の日に関うアンケート調査(歯学部)(別添資料9-9)
 - ・ 教育改善に向けての卒業生(修了生)アンケート調査(工学部、生物工学科)及び結果の分析(別添資料9-10)
- ③ 雇用主(企業)等からの意見聴取の主なものは次のとおりである。
 - ・ 徳大関係医療機関協議会総会における病院からの要望聴取(附属病院)(別添資料9-11)
 - ・ 臨床現場の意見を教育に生かすための薬剤師と学生の交流の場として設けられた薬剤師交流ネットワーク(薬学部)(別添資料9-12)
 - ・ 外部評価会議、参与会議の開催(工学部等)(別添資料6-6, 6-7)

こうした学外関係者からの意見は、「2006年問題検討ワーキング」での検討などに反映され、答申としてまとめられている。また、教育改善(全学共通教育、歯学部)、「教育支援プログラム」の作成(工学部)、「創成学習開発センター」の運営等に際して、これらの意見が具体的に取り入れられている。ほかにも、徳島大学関係医療機関協議会総会で指摘された新人医師の「マナーの悪さ」はクリニカルクラークシップ時の接遇教育のきっかけとなった。

(分析結果とその根拠理由)

学外関係者からの意見聴取は、「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」を定め全学的な教育改善システムを構築するとともに、学部の専門性を反映した多くの取組がなされている。評価のための評価でなく、実際に改善に寄与できることを目指した意見聴取が行われており、それを受けていくつかの改善事例が示されている。

観点 9-1-④： 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

(観点に係る状況)

自己点検・評価委員会で分析された外部評価結果、各学部での学生・卒業生・雇用主対象のアンケート調査結果及び教育の質を向上させるための専門委員会・学生ワーキング（別添資料 7-12）の意見や評価は、大学教育委員会に改善資料として提供される。また、各学部の教務委員会等で討議された意見等は直接大学教育委員会に提示される。大学教育委員会はこうした資料を基に教育の質の向上のための改善策を立案し、学部へ指示するシステム（別添資料 6-4）になっている。これを受けて各学部の教務委員会又はFD委員会が、教育改善の実施に努めている。

また、教育評価とその改善のための実施へのサイクルシステムを全学レベルで確立するために、「評価情報分析センター」（別添資料 9-1）が平成18年度に設置され、今後、評価実施の支援、分析、EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）情報等の集積、評価方法の開発等を担うこととなっている。

なお、多くの学科を抱える工学部や医学部では、以下のような方策が講じられている。工学部の整備状況としては、将来構想委員会、教務委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会、学科長会議等があり、JABEE（日本技術者教育認定機構）認定を受けるために必須のフィードバックシステムである、PDCAサイクル（意見聴取、分析した評価結果を改善に結びつける）を実施できる体制（別添資料 9-13）が整備されている。医学部では、教育主任会議、支援センター会議等が現場での評価を医学教育改善に結びつけるように機能している。

(分析結果とその根拠理由)

評価結果を教育の質の向上、改善に結びつけるシステムが、全学体制として整備され、学部にも学部の特徴を活かしたシステムが整備されている。さらに「評価情報分析センター」の設置により全学的に改善へのサイクルシステムが機能することが期待される。

観点 9-1-⑤： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

(観点に係る状況)

学生の授業評価等の結果は、各学部の教務委員会、学生委員会へ報告され、自己点検・評価委員会等で分析され、個々の教員に伝達される。そのシステムは、学部によって特色があり、その例のいくつかを資料 9-C に挙げる。

資料 9-C

- ① 工学部では、「授業評価アンケートに対する教員の自己評価」などに示されるように、JABEE（日本技術者教育認定機構）受審のために改善システム（PDCAサイクルシステム）が整備され、

個々の教員が継続して教育改善できる工夫がなされている。また、FD研究会等で話し合いがもたれ、改善のためのアイデアが組織的に教員間で共有されるようになっている。

- ② 医学部のチュートリアル授業評価は、チューターへの評価を本人に回覧するとともに、チューターFDでの参考資料や支援センター会議での実施方法の改善に向けた検討資料としている。
- ③ 全学共通教育では、学生による授業評価の結果を授業ごとに自由記述欄の内容と共に教員に配付しており、教員が提出する授業実施報告書には工夫した点や反省点などの記述項目を設定している。

個々の教員の教育方法等の啓発を目的として、授業方法等を改善した事例が「教員の授業改善実績に係るアンケートの結果」（別添資料9-14）、「大学教育研究ジャーナル」（別添資料9-5）、「徳島大学FD推進ハンドブック」（別添資料9-15）等に掲載されている。「徳島大学全学FD推進プログラム第2期計画」（別添資料9-16）は、こうした事例を基に、授業内容、教材、教授技術等の継続的な改善を進めるために実施されている。

（分析結果とその根拠理由）

授業評価結果を個々の教員に伝達するシステムは各学部にて設けられており、授業改善やカリキュラム改訂に利用されている。また、改善のためのアイデアは教員間で共有されるように報告書やハンドブックにまとめられ、改善を推進するためのプログラムに活用されている。このように、学生の授業評価結果を個々の教員の質的向上と継続的改善に結びつけるシステムは整備されている。

観点9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

（観点に係る状況）

ファカルティ・ディベロップメント（FD）は全学的にも学部ごとにも活発に実施されている。全学的なFDとしては、「徳島大学全学FD推進プログラム第2期計画」（別添資料9-16）に基づいて、理念にとどまらず実践的な授業改善活動を行っており、FDラウンドテーブル（別添資料9-17）、新人教員対象のFD基礎プログラム、教育経験豊かな教員対象のリーダーワークショップ等（別添資料9-18、9-19）を年に数回開催している。平成16年度までの第1期全学FD推進プログラムには延べ500名を超える教員が参加した。なお、平成17年度から第2期全学FD推進プログラムを開始している。また、各学部では資料9-DのようなFDの取組を行っている。

資料9-D

- ① 総合科学部では、学部自己点検・評価委員会主催のFD研究会が開催され、報告と質疑応答により意見交換が行われ、活動の実施状況が「総合科学部FD報告書」の中に報告されている。
- ② 医学部ではクリニカル・クラークシップ指導者FD、チューター養成FD、医学教育FDをワークショップ形式で継続的に実施している。これらには、教育支援センター会議などで示され

た要望がテーマになっている。

- ③ 歯学部ではFD講演会や「カリキュラム」、「歯学教育」、「卒前教育」に焦点を当てたFD部会主催の合宿ワークショップ（学生参加も）が開催されている。ワークショップの準備に毎回10回以上の会合を持ち万全な体制で実施できる準備を行ない、このことにより教員のFDに対する関心が高まった。また、学生がワークショップに参加することで、直接ニーズを聴取することができた。
- ④ 薬学部では全教員を対象として、薬学部6年制・4年制にともなう諸制度・カリキュラム等について全員が共通認識を持つとともに、疑問点の解消を目的に教員研修を実施している。
- ⑤ 工学部では「教育プログラムを検討する委員会」が設置されており、FD委員会による講演会、シンポジウムを開催し、FD研究会で成果報告と改善例の提示を行っている。

学外で開催のFD活動としては、「富士研ワークショップ」、「臨床研修指導医ワークショップ」、「日本歯科医学教育学会主催ワークショップ」に参加している。

FD参加者はシラバス作成の技術、教育方法、メディア利用方法等を修得し、シラバスの改善、授業方法の改善など、個々の教員に反映されるほか、カリキュラム改訂の推進力にもなっている。また、参加教員へのアンケート調査を次のFDプログラムの策定に活用している。

（分析結果とその根拠理由）

全学的には「徳島大学全学FD推進プログラム第2期計画」を核に、また、学部レベルではFD部会等が中心になって活発なFD活動が行われており、学生や教員のニーズが反映された方法で実施されていると判断できる。

観点9-2-②： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

（観点に係る状況）

第1期「徳島大学全学FD推進プログラム」に参加した教員にアンケート調査を実施し、「徳島大学FD推進ハンドブック」や「大学教育研究ジャーナル」へ成果、効果を掲載するとともに、「徳島大学教育カンファレンス」（別添資料9-20）に報告されている。「徳島大学FD推進ハンドブック」には、教育改善へのアイデアが具体的に示されており、多くの教員の教育の質の向上に寄与している。

FDによる教育の質の向上や授業改善に関して、各学部の状況は資料9-Eに示す。

資料9-E

- ① 総合科学部は、学部自己点検・評価委員会が、学部FD研究会を主催し、各種アンケート結果やFD活動の成果をまとめた学部FD報告書を作成し教育改善に活用している。
- ② 医学部では、数年前に大規模改訂を実施した際、医学教育FDを繰り返し行い、改善への共通認識を教員が持つことで、円滑に導入が行われた。医学教育FDはその後も適宜実施してい

る。

- ③ 歯学部では3回のワークショップを通して、教員が教育方法、メディア利用方法等を修得し、シラバスは年々改善されている。学部学生が参加したワークショップの成果は平成17年に開催された日本歯科教育学会において学生から発表された。
- ④ 薬学部においても学生と教員が参加する教育改善のためのワークショップが開催され、報告書が提出されている。
- ⑤ 工学部ではFD活動の報告シンポジウムを開催し、FD活動の成果である研究報告書を出版している。また、学科ごとに教育の質の向上や授業の改善の方策を検討するFD研究会、教育検討委員会を開催し、FD活動が教育の質の向上や授業の改善に結びついていることが示されている。

(分析結果とその根拠理由)

FD活動が具体的な成果を上げているかどうかは、長期的に見なければ難しい面があり、直ちに判断することはできないが、活発に開催されたことにより少なくとも授業方法の改善やシラバスの改訂などに具体的な成果が表れている。また「徳島大学FD推進ハンドブック」に代表されるようなFDによる具体的事例を基にした改善策の提示は、FDが有効に実施されている証と判断される。講演会、研究会形式以外に合宿ワークショップなどの参加型のFDが広く実施されており、参加した成果をやりっぱなしではなく具体的に改善に反映させることを念頭においた活動は特筆すべき事項である。

観点9-2-③： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

(観点に係る状況)

ティーチングアシスタント (TA)、リサーチアシスタント (RA) への説明会、ガイダンスは各学部で採用時などに実施されている。工学部では「学びの相談室」でTA等への講演会を開催し、薬学部では学務委員会が採用時にTA・RA全員を集めて説明会を実施しており、新規導入機器の操作研修会等に参加させて、教育研究補助の質向上に努めている。歯学部では、TA採用時にその意義と趣旨を説明しており、研究基礎ゼミで積極的にTA制度を利用している。

また、事務職員や技術職員は、別添資料9-21のとおり、管理運営関係の研修のほかに、情報システム統一研修、実験動物関係教職員高度技術研修、留学生担当者研修、教務事務研修、学生指導職員研修、厚生補導事務研修など、学内外の研修を積極的に活用し、スキルアップを図るように努めている。

(分析結果とその根拠理由)

TA、RAなどの教育支援者、教育補助者の教育活動の質を高め、その資質の向上を図るための取組は学部単位で研修会や講習会などの形で行われている。事務職員や技術職員は、全学的な取組として学内外で企画された多様な研修会を積極的に活用し、スキルアップを図るように努めている。このように教育支援者・教育補助者を対象とした資質向上のための取組は適切に実施されているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 「教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ」や学部の教育ワークショップへの学生参加など、教員と学生が協働で教育改善活動を実施する機会を設けている。学生が参加したワークショップの成果は学生自らが教育関係の学会において発表した。
- ・ 工学部ではJABEE（日本技術者教育認定機構）認定を受けるために必須のフィードバックシステムである、PDCAサイクルを実施できる体制が整備されている。個々の教員が継続して教育改善できる工夫がなされ、そのアイデアが組織的に教員間で共有されるようになっている。その具体的事例は「FD研究報告書」、「教員の授業改善実績に係るアンケートの結果報告書」等に示されている。
- ・ 医学部のチュートリアル授業ではチューターへの評価を毎回行い、本人に回覧している。
- ・ 教育評価から改善実施へのサイクルシステムを全学レベルで確立するために「評価情報分析センター」が平成18年度に設置された。
- ・ FDは全学・学部で頻繁に開催され、参加型のワークショップ形式を取り入れたものも多い。「全学FD推進プログラム」は評価から改善に至った事例を活用して、授業内容・教材・教授技術等の継続的な改善を進めるために、FDラウンドテーブル、新人教員を対象としたFD基礎プログラム及び教育経験豊かな教員を対象としたリーダーワークショップ等を開催している。工学部では学科ごとにFD研究会、教育検討委員会を開催し、FD活動が教育の質の向上や授業の改善に結びついていることを検証している。
- ・ 冊子「徳島大学FD推進ハンドブック」には、教育改善へのアイデアが具体的に示されており、多くの教員の教育の質の向上に寄与している。また、本学が出版する「大学教育研究ジャーナル」には改善へ向けた研究成果が掲載されている。

(改善を要する点)

該当なし

(3) 基準 9 の自己評価の概要

教育活動実態を把握する組織的な資料の集積は全学的及び学部単位で適切に行われている。個人レベルの教育研究実績資料はEDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）への登録により集積されている。「教員業績評価・処遇制度」、「評価情報分析センター」、「経常的資料登録システム」等が相次いで開始・開設されており、制度面・ソフト面・ハード面が有機的に連携することで、組織的資料・個人的資料はより集約的・機能的なシステムで収集・管理されることになった。

学生の授業評価やニーズの聴取は、全学あるいは学部レベルで様々な形で行われ、聴取された評価結果は報告書や研究論文の形で分析・公表されている。本学では、評価を改善に連結する必要性を認識し、評価のための評価ではなく、改善に具体的に役立つことを踏まえた意見聴取を実施しており、具体的な改善・改良に結びついている事例は多数挙げる事ができる。

卒業生や就職先などの学外関係者からの意見聴取は、学部の専門性を反映して、主として学部単位で行われている。学生からの意見聴取と同様に、評価のための評価でなく、実際に改善に寄与させることを目指して行われ、いくつかの改善事例が示されている。

評価結果を教育の質の向上・改善に結びつける組織的なシステムは、全学的なシステムとして、外部評価結果、アンケート調査結果、教育の質を向上させるための専門委員会の検討結果等を大学教育委員会に改善資料として提供し、大学教育委員会ではこうした資料を基に改善案を立案し、学部へ指示するシステムとなっている。各学部でも、JABEE（日本技術者教育認定機構）認定を受けている工学部をはじめ、すべての学部に教務委員会、FD委員会などを設置して、組織的なシステムとして活用されている。さらに、「評価情報分析センター」の設置により全学的に改善へのサイクルシステムが機能することが期待される。

一方、授業評価結果の個別伝達は各学部で適切に行われるとともに、授業改善やカリキュラム改訂に利用されており、個々の教員の教育の質の向上と改善に結びつけるシステムとして機能している。

また、改善のためのアイデアを教員間で共有できるように作成した徳島大学FD推進ハンドブック等は、改善を推進するためのプログラムにも再活用されている。このように学生・学外関係者の評価結果を教育の質の向上に結びつけるシステムは、一部遅れている面もあるが全体として適切に整備されている。

FDは、学生・教員のニーズを受けて、全学的にも学部レベルでも活発に行われている。ワークショップなどの参加型形式のFDが広く実施されている点、参加した成果を具体的な改善に反映させることを念頭においている点は、特筆されるべきである。

これらのFD活動の具体的な成果については短期的に判断できない部分があるが、授業方法の改善やシラバスの改訂など、目に見える形での成果は「徳島大学FD推進ハンドブック」に代表的に示されている。

TA・RAなどの教育活動の質を高め、その資質の向上を図るための取組は、学部単位で実施し、事務職員や技術職員は、全学的な取組として学内外で企画された多様な研修会を積極的に活用し、スキルアップを図るように努めており、適切に実施されている。

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。
また、債務が過大ではないか。

(観点到に係る状況)

平成17年度末現在における資産は、有形固定資産合計83,808,800千円、無形固定資産合計47,612千円、投資その他の資産合計3,010,573千円、流動資産合計12,324,282千円、資産合計99,191,268千円である。また、負債は固定負債合計32,810,193千円、流動負債合計13,609,120千円、負債合計46,419,313千円で、資本合計は52,771,955千円(当期末処分利益694,417千円)であり負債資本合計は99,191,268千円(別添資料10-1)である。

負債のうち、減価償却処理により費用が発生する都度、取り崩して収益化する取扱いとされる資産見返負債が5,862,493千円、国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財政投融资資金借入金等のうち、徳島大学が債務を負担された国立大学財務・経営センター債務負担金が固定・流動負債合計26,526,136千円、附属病院設備整備資金として平成16年度に国立大学財務・経営センターより借入れた長期借入金が固定・流動負債合計2,467,384千円、後年度に実施される寄附金事業に充てられる寄附金債務が4,543,777千円などである。なお、短期借入は行っていない。

固定資産の保有状況については、建物は延面積308,711㎡(うち附属病院93,264㎡)で経過年数が25年以上の建物の延面積は139,066㎡(うち附属病院43,496㎡)となっている。また、器具及び備品は取得価額が1千万円以上のものが172点、10,472,454千円(うち附属病院121点、8,690,498千円)となっている。

なお、国立大学法人への移行に伴い、平成16年度から従来の国立学校特別会計による予算配賦から運営費交付金、いわゆる渡切金の予算配賦となった。これにより、大学内における予算配分や執行については、運営費交付金の積算にとらわれない弾力的な運用が可能となった。

一方、特定の人件費を除き効率化係数1%のコスト削減及び病院収入における経営改善係数2%の増収が求められており、今後の教育研究活動を安定して遂行できるよう、学生の安定的な確保、及び病院運営改善に努めている。

また、外部資金等の獲得及び経費の削減等にも努めている。

(分析結果とその根拠理由)

資産合計は99,191,268千円で、教育研究及び診療活動を安定して遂行できる資産を有している。また、債務についても、国立大学法人会計基準の特有な会計処理で負債計上されるものもあるが、実質的な負債はない。

観点10-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

(観点に係る状況)

本学の収入予算については、徳島大学概要（別添資料1-4、44頁）に示すとおりであり、平成17年度は、運営費交付金（競争的経費の特別教育研究経費を含む。）、自己収入（授業料、入学料、検定料等）、外部資金（受託研究、共同研究、寄附金等）、施設費補助金等から編成されている。また、収入予算とは別に競争的資金（科学研究費補助金、NEDO、COE、GP等）に係る収入も獲得している。

自己収入の授業料、入学料、検定料の基礎となる学生確保については、学校訪問、オープンキャンパス、推薦入学における1校当たりの推薦者数の制限緩和、進学相談会、出張講義等を実施し、また、病院収入については高度医療の推進、地域医療機関との連携等を積極的に実施している。

外部資金については、導入された外部資金に5%、10%又は30%の間接経費を付加し、大学の経営の一助とするとともに、その一部を当該外部資金を獲得した教員の所属する部局に配分するなどして、外部資金獲得のインセンティブを高めた。また、民間企業等との研究協力の推進や、地域社会における技術開発及び技術教育の振興、徳島大学における教育研究活動の活性化を図ることを目的とした、徳島大学における産学官連携の拠点である「産学官連携プラザ」を設置し、受託研究、共同研究の導入促進を図っている。その結果、外部資金の獲得額は2,547,334千円（対前年度約24%増）となった。

また、競争的資金のうち、科学研究費補助金については、学内説明会を開催するなど申請等について啓蒙活動に取り組んでおり、その結果、採択金額は1,143,937千円（対前年度約3%増）となった。他の競争的資金についても、教員に対して詳細な情報提供を行い申請を促した。これらの結果、外部資金及び競争的資金の合計は4,296,105千円（対前年度約13%増）となった（別添資料10-2）。

(分析結果とその根拠理由)

経常的収入の確保については、国からの運営費交付金の効率化係数1%の削減はあるものの、学生確保、病院収入の増収及び外部資金並びに競争的資金獲得等の重要性も学内共通認識となっている。

また、徳島大学における産学官連携の拠点である「産学官連携プラザ」を設置し、受託研究、共同研究の導入促進を図っている。したがって、経常的収入の確保が継続的、かつ、安定的に確保される状況にあると判断できる。

観点10-2-①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

(観点に係る状況)

本学の運営方針である教育研究等の目標を達成するための財務上のことも含め根幹的計画を定めたものが「国立大学法人徳島大学中期計画」（別添資料4-3）及び「平成17年度年度計画」（以下「中期計画・年度計画」という。）である。中期計画・年度計画については、学内の関係委員会等の検討の後、役員会で検討し、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て学長が決定している。

また、これらを踏まえ財務上の基礎として毎年度の「予算編成方針」（以下「編成方針」という。）（別添資料10-3）を定めている。編成方針の策定に当たっては、学長の基本指針のもと、役員会で検討・審議し、経営協議会の審議を経て学長により制定されている。その内容が部局長会議で報告され、部局長から当該所属職員へ周知されている。

「中期計画・年度計画」は、本学ホームページに掲載し、公表している。

(分析結果とその根拠理由)

本学の運営方針である「中期計画・年度計画」及び「編成方針」の策定に当たっては、学内の関係委員会等の検討のほか、学外有識者の提言・意見を得ていること、また、部局長会議にも報告するとともに中期計画等はホームページに掲載するなど、適切な収支に係る計画が策定され、公表されていると判断できる。

観点10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

(観点に係る状況)

損益計算書(別添資料10-4)において、経常費用合計は36,143,613千円、経常収益合計は36,844,116千円で経常利益は700,502千円で、当期総利益として694,417千円を計上している。

(分析結果とその根拠理由)

上記により、収支の状況において支出超過となっていないと判断する。

観点10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

(観点に係る状況)

本学の予算編成方針と併せて国立大学法人会計基準に基づき、物件費、人件費、施設費等の区分を設け、人件費については所要額を確保した。また、学長裁量経費については、中期計画・年度計画を確実に実現するための資源としており、役員会において教育研究及び社会貢献事業等へ適切な資源配分に努めている。

施設・設備の整備については、施設委員会、役員会においてトイレ改修等の学生の修学上の環境整備等に努めている。

学長裁量経費については、本学の中期計画等に合致した教育研究等支援事業について、発展性や高い成果、効果が予想される事業計画、緊急度の高い整備計画、若手教員への研究奨励などに重点的に配分している。また、大型外部資金の獲得を目的とした戦略的研究経費へも重点的に配分している。これらは学内募集のうえ、本学の教育実践推進機構、研究連携推進機構及び社会連携推進機構の機構本部会議等において選定案を作成し、役員会で検討した後、学長が採否を決定している。

(分析結果とその根拠理由)

予算編成方針等に基づき、教育経費、研究経費及び施設・設備の整備に関しては、役員会で検討・審議されており、適切な資源配分を行っているとは判断できる。

観点10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

(観点に係る状況)

財務諸表等の公表については国立大学法人法第35条の規定に基づき、「主務大臣の承認を受けたときは遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、財務諸表等を各事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供しなければならない。」とされているので、法を遵守するとともに、大学のホームページに掲載するなど適切な形で公表することとしている。

(分析結果とその根拠理由)

財務諸表を官報に公告し、財務諸表等を事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供するとともに、大学のホームページに掲載するなど、適切な形で公表している。

観点10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

(観点に係る状況)

国立大学法人においては、国立大学法人法に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣より選任された監査法人と監査契約を締結し、監査契約に基づき、期中及び期末監査を受けており、監事による監査は、監査計画を定め、監事監査規則及び監事監査細則に基づき会計監査を行っている。

本法人では、運営諸活動の遂行状況を適法性と妥当性の観点から公平かつ客観的な立場で検討・評価し、その結果に基づく情報の提供及び改善・合理化への助言・提言等を通じて、本法人財産の保全及び経営効率の向上を図るため、平成16年4月に学長直属の監査室を設置（別添資料10-5）し、内部監査規則（別添資料10-6）を定め、監査計画（別添資料10-7）に基づき実地監査及び書面監査を実施し、改善指導・改善措置を講じている（別添資料10-8）。また、自己監査制度（別添資料10-9）を導入し、監査項目を定め、各事務部内において相互に検証することにより内部統制の強化を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

財務に対する監査は、法令に基づき会計監査人による監査が実施され、本法人の監査規定に基づき監事監査及び内部監査が監査計画のとおり実施されていることから、財務に対して会計監査等が適正に行われているものと判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 教育研究活動を安定的に遂行するために必要な土地、建物及び設備等については、法人化においてすべて文部科学省から承継しており、十分に有している。
- ・ 学生確保、病院収入の増収及び外部資金並びに競争的資金獲得等の重要性は、学内共通認識とな

っており、継続的かつ安定的に確保される状況にある。

- ・ 学生の確保のため全学的な取組として、学校訪問、オープンキャンパス、推薦入学における1校当たりの推薦者数の制限緩和、進学相談会、出張講義等を実施している。また、病院収入の増収のため、先端医療設備の導入や、地域医療機関との連携による患者の獲得等に取り組んでいる。
- ・ 予算編成方針は、役員会で検討・審議し、経営協議会の審議を経て学長裁定により制定されている。その内容が部局長会議で報告され、部局長から当該所属職員へ周知されている。
- ・ 競争的資金及び外部資金の獲得は教育研究の飛躍的な発展をする上で重要課題である。学長のリーダーシップのもと、全職員が重要性を認識し、資金獲得のため鋭意努力している。競争的資金獲得において、教育面では、「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」、「大学教育の国際化推進プログラム（戦略的国際連携支援）」及び「魅力ある大学院教育イニシアティブ」、研究面では、「21世紀COEプログラム（卓越した研究拠点）」が2件、それぞれ採択されている。また、外部資金獲得においては、特に、受託研究等資金獲得のための産学連携体制において、企業から高い評価（全国3位）を受けた。中小企業からは全国1位の最高の評価を受けた。
- ・ 学長直属の内部監査組織として監査室を置き、内部監査を実施するとともに、会計監査人及び監事と緊密に連携を取り効率的な監査の体制を構築し、監査結果を大学運営に反映させている。

（改善を要する点）

- ・ 国立大学法人会計基準に基づく財務会計制度を熟知した専門的能力を有した職員の拡充、さらに、法人化後2年が経過するため、財務諸表等を分析し本学の経営状況を的確に把握し、今後の運営に活かすことができる職員の確保又は育成が課題である。

（3）基準10の自己評価の概要

徳島大学基本構想において「国立大学法人徳島大学は、自主と自立の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する。」という理念・目標が掲げられている。この理念・目標に向けて中期計画・年度計画において、教育研究活動が具体的に記されている。

教育研究活動を遂行する上で予算編成は重要であり、予算編成方針が役員会及び経営協議会で十分に審議され、学長裁定により制定されている。その内容が部局長会議で報告され、部局長から当該所属職員へ周知されている。

教育研究活動に安定的に必要な経常収益は、文部科学省からの運営費交付金の配分及び授業料収益及び入学金収益等の自己収入により確保されている。

競争的資金及び外部資金の獲得についても学長のリーダーシップのもと、資金獲得のための組織として研究連携推進本部及び知的財産本部が整備され、教職員が重要性を認識するとともに、徳島大学ホームページにおいて外部からの公募等の情報提供をし、資金獲得のため一層の努力を行っている。

本学の財務諸表等については、文部科学大臣の承認後、官報に公示し、監事及び会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学のホームページに掲載するなど適切に公表されている。また、財務に関する監査として、法令に基づく会計監査人監査及び監事監査が実施され、いずれも適正である旨の報告がなされている。

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

(観点に係る状況)

本学の管理運営組織は徳島大学概要（別添資料1-4、4～6頁）に示すとおりで、学長をトップに理事（副学長）、学部長などの各部局長がリーダーシップを発揮できるように構成されている。また、全学と組織間の密接な連携に基づいて、各組織固有の教育研究活動が行われている。

役員会は、中期目標・中期計画や年度計画、予算・決算、学部や学科の組織改廃等、本学の重要事項を審議する管理運営組織であり、学長と5名の理事（総務、教育、研究、管理、経営各担当）で構成される。役員会は、原則として毎週開催され、大学の管理運営全般が審議されている。また、4名の学長補佐（全学共通教育、国際関係、情報、法務各担当）は、学長、副学長（理事）が大学の業務や目的を達成できるように補佐している。（別添資料11-1）

教育研究評議会は、大学の教育研究に関する重要事項を審議する組織で、学長、理事、15名の学部長等が構成員となっており、毎月1回開催されている。また、経営協議会は、法人の経営に関する重要事項を審議する組織で、学長、理事、医学部・歯学部附属病院長に加えて7名の学外委員で構成されており、年に4～7回開催されている。その他、別添資料に示す「各種委員会」が組織されている（別添資料11-2）。

各部局では、教授会、研究科（教育部）委員会等において、各部局固有の重要事項について審議、決定し、部局長を中心とした管理運営体制が構築されている。

事務組織は、徳島大学概要の機構図に示すように組織され、法人化を契機に各理事の担当業務と各部課の対応が明確にされている。各部局では、学部等に固有の事務を中心に、部局長の職務を直接支援する事務職員を適切に配置している。その他、技術職員及び教務職員が配置され、大学の管理運営に係る業務、教育研究支援業務及び医療支援業務に従事している。（別添資料1-4、4～6、16頁）

(分析結果とその根拠理由)

大学の目的を達成するために効果的な組織運営が行われており、本学の管理運営体制は、適切であると判断される。管理運営のための組織として設けられている役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会及び各種委員会は適切に機能しており、効率的で効果的な管理運営が行われている。事務組織も学長をはじめとする役員や部局長を直接支援するよう組織されており、大学の目的の達成のため各々が効果的な機能を発揮している。

観点11-1-②： 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

(観点に係る状況)

学長を最高責任者として、学長のもと5名の理事（総務，教育，研究，管理，経営各担当）が配置され、それぞれの担当ごとの責任体制と事務組織の対応関係が明確にされている。また、事務局に秘書課を設置し、学長、理事を補佐する体制をとっている。この組織形態により、教育研究、社会連携、国際交流などに係わる重要な情報が学長に迅速に伝達され、学長のリーダーシップのもとに、全学的な視点に立った機動的かつ戦略的な大学運営が円滑に行われている。一方で、学長、理事及び各部局長で構成する部局長会議を設置し、各部局からの意見を反映する体制が整えられている。

法人化に伴い学内に設置している各種委員会の整理、統合が行われた。重要な委員会には、理事が委員長に就任し、委員からの意見や要求に適切に対応するとともに、学長や理事からの提案や諮問事項に対し、理解と協力が得られやすい組織形態としている。また、必要に応じて事務職員を委員に加え、重要事項について効果的に検討し得る体制となっている。各部局においても全学委員会に対応した委員会組織を設置しており、各部局の委員長等が全学委員会の委員として参画することにより、各部局の意見が全学に反映できることになり、大学の目的の達成に向け、十分な討論や迅速かつ効果的な意思決定が行える体制が構築されている。

(分析結果とその根拠理由)

本学は、学長のリーダーシップのもと、5名の理事で構成される役員と各種委員会を中心に効果的な意思決定が行われるとともに、部局の全学的な意見も反映され、効果的で効率的な意思決定が行われている。

観点11-1-③： 学生，教員，事務職員等，その他学外関係者のニーズを把握し，適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点に係る状況)

管理運営面における学生のニーズについては、基準7の観点7-1-3で記述と同様に、学生生活実態調査アンケートの実施（別添資料7-13，7-14）、学長等の責任者との各種懇談会（別添資料7-11）を通し、教育面のみならず組織的に要望・ニーズを把握する方法をとっている。また、個別的方法として、「学生相談室」、「学びの相談室」等においても、意見の聴取、関係の委員会等へ報告する体制をとっている。その他、各部局においても、学部長や教務委員会と学生・保護者との懇談会等を開催し、学生や保護者からの要望・ニーズを学部、大学院の管理運営に反映させたり、附属図書館等では、意見箱や利用アンケートも実施している。

教員からのニーズは、各部局の教授会、運営委員会及び各種委員会での審議過程で把握されており、これらの意見等は全学委員会や部局長会議、教育研究評議会での議論を通じ、管理運営に適切に反映されている。

事務職員のニーズは、各種委員会への委員としての参画をはじめ、事務連絡協議会などを通じて反映されている。

学外関係者のニーズに対しては、徳島県内の高等学校長との連絡協議会（別添資料9-6）、徳島県内の5大学と県教育委員会との連絡協議会（別添資料11-3）及び高等学校教員との懇談会を毎年

開催し、要望の把握に努めている。工学部では、外部評価会議（別添資料6-6）や参与会議（別添資料6-7）を毎年開催している。そのほか、徳島地域連携協議会（別添資料11-4）や関連病院長会議（別添資料9-11）等、様々な交流の機会を通じて自治体や医療界などからの要望の把握に努め、適切な形で本学の管理運営に反映させている。

（分析結果とその根拠理由）

学生からの要望やニーズは、アンケート調査を中心に、懇談会等により直接把握することに努めている。教職員の要望やニーズは、各種委員会への参画、教授会や運営委員会等での自由活発な意見交換により把握し、その結果を全学委員会や部局長会議、さらに教育研究評議会などで審議することにより、適切に大学の管理運営に反映されている。また、学外関係者からも、種々の交流の機会を通じて、ニーズや要望の収集に努め、適切な形で管理運営に反映されている。

以上のことから、本学では、学生・教員・事務職員等・学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断できる。

観点11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

（観点到係る状況）

本学では、常勤、非常勤監事各1名を置き、徳島大学監事監査規則及び同細則（別添資料11-5）を制定し、監事監査について必要な事項を定め、徳島大学監事会規則（別添資料11-6）に定める監事会を開催して、監査に関する事項の協議と決議を行うとともに、監事間の意見形成に努めている。監事監査については、毎年定める監事監査年度計画（別添資料11-7）に基づき、教育、研究、大学管理・運営、附属病院の管理・運営について監査を実施し、監査結果を学長に報告している。

また、監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等に陪席し、適宜、助言を行っている。このほか、大学の管理運営に関する諸業務及び会計処理に関して、適切な助言と指導を行っている。

（分析結果とその根拠理由）

本学の監事は、大学の業務の適正かつ効率的、効果的な運営と会計経理の適正を確保するため、監事監査を実施し、適切な助言と指導を行うとともに、役員会等に陪席することにより、業務運営の妥当性や管理運営組織について助言等を行い、適切にその機能を果たしていると判断できる。

観点11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

（観点到係る状況）

事務職員の研修は、人事課が中心となって平成16年度から「研修検討ワーキング」を発足させ、人材育成、研修等のアンケートを行い、平成17年度には学内研修計画を立案し、研修を実施している（別添資料11-8）。平成17年度は、20件の研修が実施され、延べ727人が参加した。語学研修は、徳島

地区3機関（徳島大学、鳴門教育大学、阿南工業高等専門学校）の事務職員を対象に、初級、中級、上級の3コースで、週1回全課程12回が開催されており、積極的に参加している。そのほか、放送大学の受講を研修として薦めている。また、学外研修（別添資料11-9）としては、国大協や国立大学財務経営センターが行った法人化関連の各種研究協議会や研修会、日本能率協会が開催した「大学経営革新フォーラム」（別添資料11-10）等へ49件、延べ127名が参加している。

（分析結果とその根拠理由）

事務職員には、学内や学外（地区単位等）において種々の研修が行われており、資質向上のための取組がなされている。また、役員等も、法人化関連、経営関係の各種研究協議会や研修会、フォーラム等に積極的に参加している。平成16年度からは、人事課が中心となり「研修検討ワーキング」を発足させ、職員アンケートから事務職員のニーズを取り入れた魅力ある研修が企画、実施されている。

観点11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

（観点に係る状況）

管理運営に関わる方針は、基本構想（別添資料1-1）、第1期基本計画（別添資料1-2）、中期目標・中期計画（別添資料4-3）及び年度計画に明記されている。また、徳島大学規則など460余りの学内規則が整備されており、管理運営にかかわる委員や役員の選考、採用に関する規則や方針、各構成員の責務と権限が明確に示されている。（別添資料11-11）

（分析結果とその根拠理由）

本学の管理運営に関する方針は、中期目標・中期計画、年度計画に示されている。また、役員の選考規定、役員等の責務と権限については、大学のホームページで公表している。徳島大学基本構想と徳島大学第一期基本計画は印刷物としても、学内外に配付している。また、各種委員会規則や事務分掌規則等の学内諸規則は、法人化後再整備され、大学のホームページで公表されており、自由にアクセスすることができる。

観点11-2-②： 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

（観点に係る状況）

本学の目的や計画をはじめとする全学に係るデータや情報は全学のホームページに、各部局、研究室に係るデータや情報はそれぞれのホームページに掲載されている。これらは相互にリンクされており、大学の内外から自由にアクセスできるシステムが構築されている。また、教員の研究活動等は「EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）」（別添資料3-10）に蓄積され、アクセスできる。

中期計画や年度計画の実施状況を検証するための根拠資料は、経常的資料登録システムを用いて整理、蓄積しており、学長、理事、監事を含む事務職員にアクセス権を限定し、運用している（別添資料11-12）。

（分析結果とその根拠理由）

大学の目的、計画、研究活動に関するデータや情報は合理的に蓄積されており、大学の構成員が必要に応じて、パソコン上で簡便にアクセスできるシステムが整備されている。現在、個人情報を含む各種情報については、「徳島大学情報セキュリティポリシー」に従い、個別的に管理されている。

また、中期計画等の評価のための根拠資料は、経常的資料登録システムを用いて登録されており、中期計画等の進捗状況がリアルタイムで把握でき、役員等の意思決定の資料として用いられている。

観点11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

平成3年に自己点検・評価委員会が組織され、全学的に取り組む体制が整っている。また、法人化を契機に、年度計画の実施根拠となる資料、情報が経常的資料登録システムに蓄積されており、例年10月、1月に実施する中間評価とその事業年度に係る業務実績報告書作成に活用されている。

自己点検・評価の資料となる教員の教育研究活動については、独自開発したEDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）が平成15年3月から稼働しており、各教員の研究室からネットワーク経由でデータ登録でき、学外からもホームページにより、自由にアクセスが可能である。

また、平成18年4月には評価情報分析センターが設置され、情報収集、調査、分析を行うとともに評価方法の研究・開発が行われることになっている。（別添資料9-1）

各部局及び各組織で行われた自己点検・評価の結果については、自己点検・評価委員会がこれを検証し、さらに各担当理事が検証・評価して各部局及び各組織にフィードバックされ、改善に反映する体制が整えられている。

（分析結果とその根拠理由）

自己点検・評価委員会は、大学の総合的な活動状況を根拠となる資料やデータ等に基づいて点検・評価しており、それが改善につながる体制が整備され機能している。年度計画については、各部局の担当者が行った自己点検・評価について検証し、さらに、担当理事が検証・評価し、改善点を指摘するとともに改善策を自己点検・評価委員会が示す方策をとっており、評価が改善に反映される体制が構築されている。また、今後、重要度が一層増大すると思われる点検・評価をスムーズに進めるため、平成18年度に評価情報分析センターが設置され、EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）等を有効活用することになっており、今後本学の評価体制はより充実したものになると判断できる。

観点11-3-②： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

(観点に係る状況)

平成17年度から、ホームページで点検・評価、法人評価（年度計画の業務実績報告等）、各部局単位での自己点検・評価等の結果を公表している（別添資料11-13）。さらに、各部局でも、数年に一度、自己点検・評価報告書を刊行し、公表している。

(分析結果とその根拠理由)

本学の自己点検・評価の結果は、ホームページや冊子を通して大学内及び社会に対して広く公表されていると判断できる。

観点11-3-③： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

(観点に係る状況)

大学全体として、過去には大学評価・学位授与機構の試行的評価を受けており、また、各部局では自己点検・評価を実施し、それに基づき外部者による評価を受けている。

工学部では、平成13年9月に外部評価会議規則を制定し、以後、毎年外部評価を受けており、医学部及び附属病院では、今年中に自己点検・評価を実施し、その後に外部評価を受けるべく準備を進めている。

また、法人化後の新たな自己点検・評価として、業務の実績に関する報告書、認証評価に係る自己評価書などは、外部の有識者を加えた経営協議会等において審議されている。（別添資料11-14）

(分析結果とその根拠理由)

各部局で自己点検・評価を実施し、適宜、外部評価を受けている。また、業務の実績に関する報告書、認証評価に係る自己評価書などは、外部の有識者を加えた経営協議会等において審議されており、自己点検・評価の結果が外部者によって検証する体制は整備され、実施されていると判断できる。

観点11-3-④： 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

点検・評価体制として全学の自己点検・評価委員会（委員長：総務担当副学長）を設置しており、各委員は各部局の自己点検・評価委員会委員及び総務部長で構成し、PDCAサイクルが有機的に機能することとしており（別添資料11-15）、自己点検・評価や外部評価の指摘事項は役員会や教育研究評議会をはじめ各種の組織や委員会活動等において検討を行うなど、必要に応じて具体的改善措置を講じている。

また、各部局へのPDCAサイクルを有効に機能させるために各部局の自己点検・評価委員会と連携をとって改善を図るシステムとしている。

(分析結果とその根拠理由)

点検・評価に当たっては全学自己点検・評価委員会（委員長：総務担当副学長）及び実際の評価を行う各部局自己点検・評価委員会が連携し、中心的な役割を果たし、また、総務部企画・評価課が事務的支援を行い教員組織と事務組織が一体となって全学的規模でPDCAサイクルが機能するシステムとして整備し、具体的な改善を図っている。

このような仕組みを活かしている例として、年度計画に関する評価、学生による授業評価などあるが、いずれも自己点検・評価委員会などの委員会や学生委員会等を通じて教職員又は学生へフィードバックを図るなど評価結果を踏まえて改善措置を講じている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 管理運営のための全学的な組織は整備されており、また、それぞれの組織ではその目的の達成のために独自の組織を構築して管理運営が行われている。
- ・ 教職員からの要望やニーズは、組織的に適切に把握されている。学生の要望は、アンケート調査のほか、クラス担任、学生支援センター、学長や学部長との懇談会などにより、的確に把握されている。
- ・ 全学及び各部局に自己点検・評価委員会が組織され、資料に基づいて現状の分析・認識と問題点の抽出・把握、改善点の指摘・改善方策の提示などが行われている。
- ・ 平成12年度から大学評価・学位授与機構等の公的機関による第三者評価を受けるための組織や体制整備が行われ、点検・評価が着実に実施されている。さらに評価情報分析センターを設置して点検・評価システムの一層の充実を図っている。
- ・ 第三者評価の結果、工学部では、JABEE（日本技術者教育認定機構）、医学部・歯学部附属病院では、ISO9001、ISO14001を取得している。

(改善を要する点)

評価結果が、具体的な改善措置にどれだけフィードバックされているか、より適確に検証するシステムを充実させる必要がある。

(3) 基準11の自己評価の概要

本学は、大学の目的の達成に向けて、学長、理事及び事務組織が、管理運営のための適切かつ効果的な機能を発揮するとともに、効率的な意思決定を行い得る組織形態となっている。また、監事から本学の業務運営や会計処理に関し、有益な多くの助言と指導を得ている。

学生のニーズや要望は、アンケートや懇談会などにより把握されており、教員のニーズや要望の把握は、部局長会議や各種委員会などで行われている。事務職員のニーズや要望についても、各種委員会への参画などの場で把握されている。また、学外関係者についても、各種の協議会、懇談会など種

々の交流の機会を通じて、ニーズや意見の収集に努めている。

本学の目的、基本計画や管理運営に関する方針、学内諸規則をはじめとする全学に係るデータや情報は全学のホームページに、また、各部局に関するデータや情報はそれぞれのホームページに掲載されており、かつ、相互にリンクされ大学の内外から自由にアクセスできるシステムが構築されている。

一方、教育研究活動の個人情報はEDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）に記録・蓄積するとともに情報の保護については、「徳島大学情報セキュリティポリシー」に従い管理されている。

平成3年に全学委員会として自己点検・評価委員会を設置し、各部局の自己点検・評価に関する委員会と協力し、数年ごとに根拠となる資料やデータに基づき、対象となる期間内の活動を検証し、現状の分析・認識と問題点の抽出・把握及び改善点の指摘・改善方策の提案を示し、実質的な自己点検・評価などを行ってきた。法人化後は、自己点検・評価委員会により、年度計画の自己点検・評価結果である業務実績報告について、検証する体制が整備され、実施されている。

平成18年4月から評価情報分析センターを設置し、EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）等を用いた具体的な評価活動がスタートした。